

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1. ごみ処理体制

市では、平成27年(2015年)1月から製品プラスチックの分別収集を、平成27年(2015年)4月から家庭系ごみの一部有料化を開始し、一部例外を除き、家庭系燃やすごみと燃えないごみは指定収集袋(以下「有料袋」という。)による排出としました。

粗大ごみ、臨時ごみは申込みによる戸別収集方式ですが、その他のごみはクリーンステーション(ごみ集積所)での収集を行い、収集運搬は直営と委託で実施しています。

また、クリーンステーションまでごみや資源物を運び出すことが困難な高齢者や障害者の世帯を対象に、週に1度、市職員が戸別に声をかけて安否の確認をしながらごみの収集を行う「声かけふれあい収集」を実施しています。

事業系ごみは、事業者が自らの責任において適正に処理することが法令で定められており、事業者が独自に収集・運搬、処理を行っています。なお、事業系ごみのうち燃やすごみと植木剪定材については、市の処理施設等で受入れ、処理を行っています。

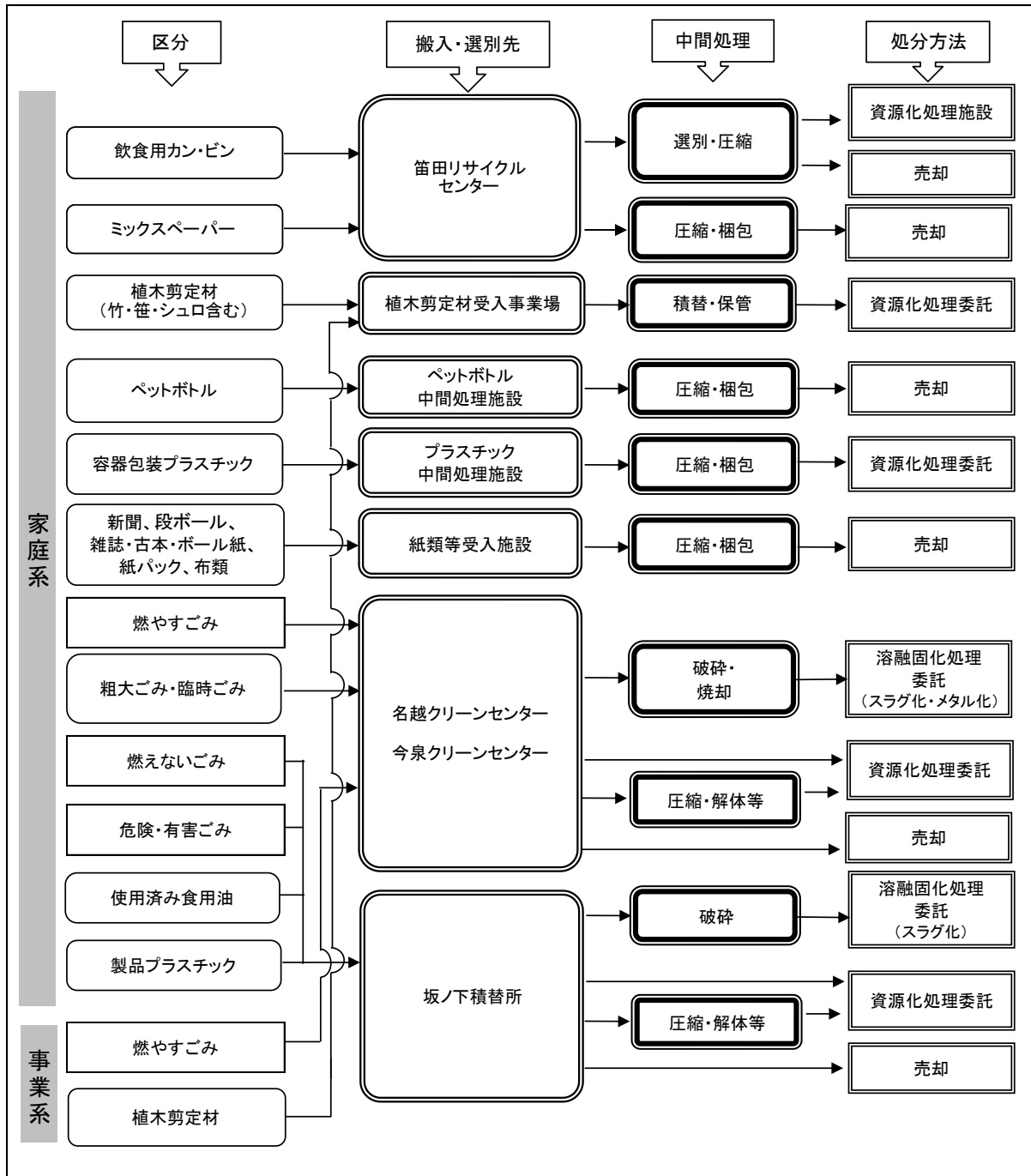
ごみ処理広域化については、令和2年(2020年)8月に広域実施計画を策定し、令和6年度(2024年度)に名越クリーンセンターの焼却を停止した後、令和7年度(2025年度)から、鎌倉市の燃やすごみを逗子市の既存焼却施設で処理するなど、今後、鎌倉市・逗子市・葉山町(以下「2市1町」という。)で計画の実現に向けて具体的な協議を進めます。

表2-1 ごみ・資源物の分別区分及び収集方法(令和2年(2020年)4月現在)

		分別区分	排出方法	収集回数	収集方法
家庭系	資源物	飲食用カン・ビン	コンテナ	週1回	ステーション収集
		ペットボトル	透明・半透明袋	週1回	
		植木剪定材	透明・半透明袋、結束	週1回	
		布類	透明・半透明袋	週1回	
		使用済み食用油	ペットボトル	月1回	
		製品プラスチック	透明・半透明袋	月1回	
	紙類	ミックスペーパー	紙袋	週1回	ステーション収集・ 拠点回収
			新聞	結束	
		雑誌・古本・ボール紙	結束・紙袋(ボール紙のみ)	週1回	
		紙パック、段ボール	結束	週1回	
	しりみ	容器包装プラスチック	透明・半透明袋	週1回	ステーション収集
		燃やすごみ	有料袋(指定収集袋)	週2回	
		燃えないごみ	有料袋(指定収集袋)	月1回	
危険・有害ごみ		透明・半透明袋、紙包	月1回		
		粗大ごみ・臨時ごみ	—	随時	自ら運搬又は 戸別収集(予約制)
事業系	資源物	資源化可能な古紙	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時	自ら運搬又は 許可業者、 資源化業者 への委託
		布類		随時	
		植木剪定材		切断	
	しりみ	燃やすごみ	搬入先や収集運搬業者の 指定する方法	随時	

分別区分ごとの中間処理及び処分方法は図2-1のとおりです。

図2-1 分別区分ごとの中間処理及び処分方法（令和2年（2020年）7月現在）



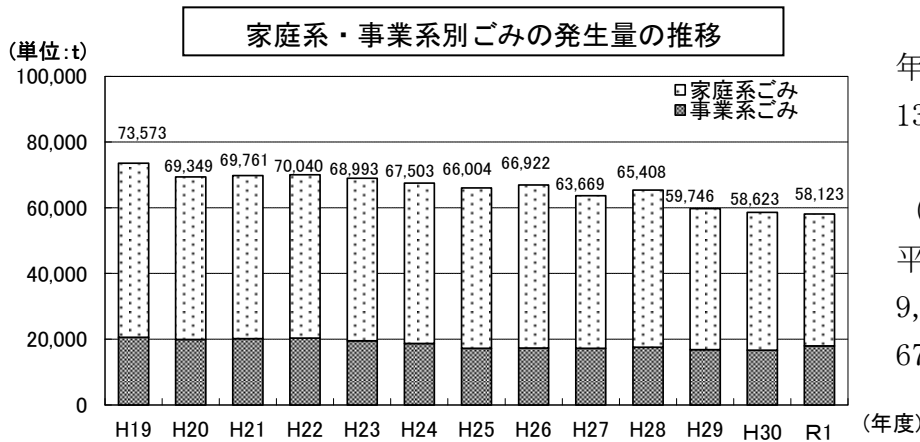
区分凡例：
 …資源物
 …ごみ

※軽車両の収集地区の搬入場所は異なる場合があります。

2. ごみ処理の実績

ごみ処理の実績は、次のとおりです。なお、実績値は国・県への報告数値に基づき作成しています。

(1) ごみの発生量の推移



基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して8,799t、約13%減少しています。

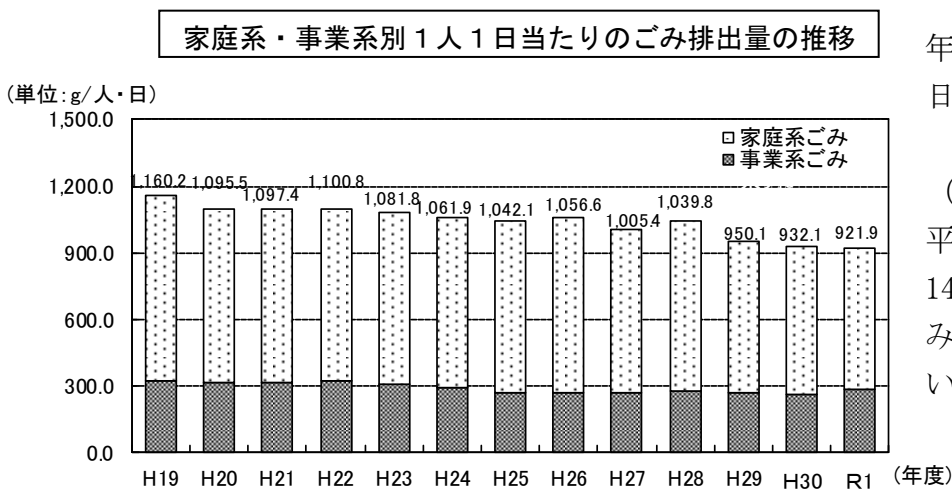
内訳を見ると、令和元年度(2019年度)の家庭系ごみは、平成26年度(2014年度)より9,475t減少し、事業系ごみは、676t増加しています。

年度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
家庭系ごみ	52,985	49,470	49,636	49,702	49,483	48,797	48,779	49,647	46,471	47,831	42,943	41,962	40,172
事業系ごみ	20,588	19,879	20,125	20,338	19,510	18,706	17,225	17,275	17,198	17,577	16,803	16,661	17,951
合計	73,573	69,349	69,761	70,040	68,993	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746	58,623	58,123

(単位:t)

※市が処理する一般廃棄物の量

(2) 1人1日当たりのごみ排出量の推移



基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して134.6g/人・日減少しています。

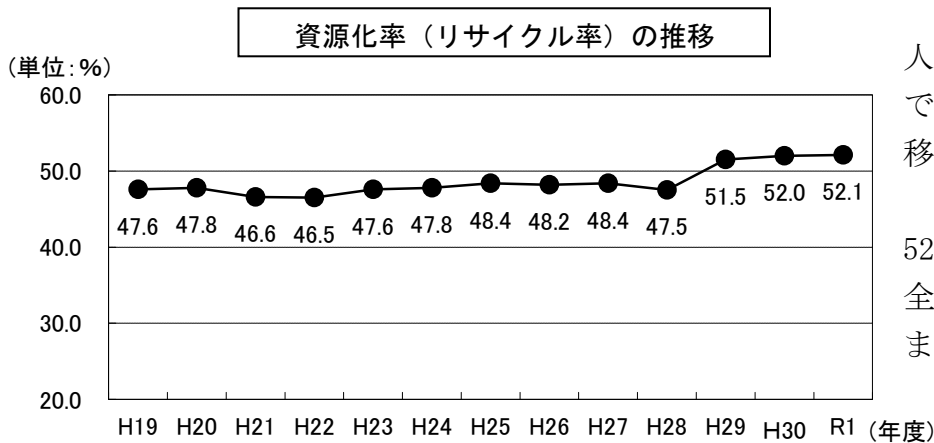
内訳を見ると、令和元年度(2019年度)の家庭系ごみは、平成26年度(2014年度)より146.6g/人・日減少し、事業系ごみは、約12.0g/人・日増加しています。

年度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
家庭系ごみ	835.5	781.5	780.8	781.2	775.9	767.6	770.2	783.8	733.8	760.4	682.9	667.2	637.2
事業系ごみ	324.7	314.0	316.6	319.7	305.9	294.3	272.0	272.7	271.6	279.4	267.2	264.9	284.7
合計	1,160.2	1,095.5	1,097.4	1,100.8	1,081.8	1,061.9	1,042.1	1,056.6	1,005.4	1,039.8	950.1	932.1	921.9

(単位:g/人・日)

※市が処理する一般廃棄物の量/人口は国勢調査を基礎として推計

(3) 資源化率（リサイクル率）の推移



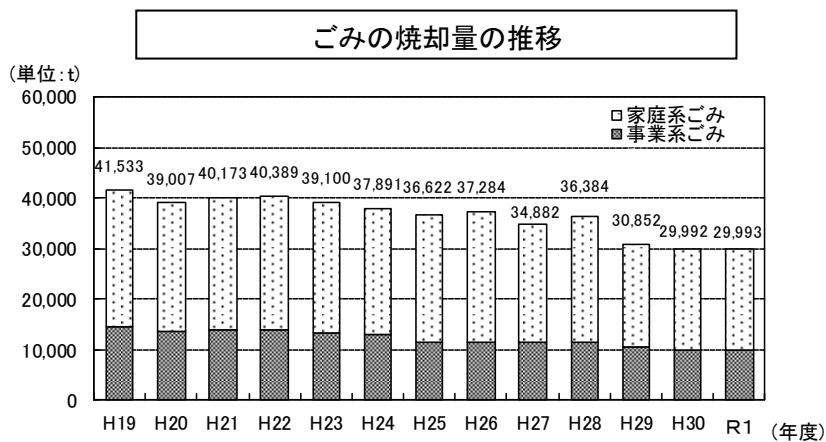
資源化率(リサイクル率)は、人口 10 万人以上の市町村の中で全国トップレベルの水準で推移しています。

令和元年度（2019 年度）は 52.1%で、特に、植木剪定材の全量資源化が大きく寄与しています。

年度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
発生量(A) (t)	73,573	69,349	69,761	70,040	68,993	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746	58,607	58,123
資源化量(B) (t)	35,051	33,118	32,477	32,588	32,841	32,282	31,978	32,253	30,818	31,071	30,740	30,456	30,254
資源化率(B/A)	47.6%	47.8%	46.6%	46.5%	47.6%	47.8%	48.4%	48.2%	48.4%	47.5%	51.5%	52.0%	52.1%

※資源化量は、資源物及び焼却残さからの資源化量を示します。(固形燃料、飛灰の山元還元量を除く)

(4) ごみ焼却量の推移

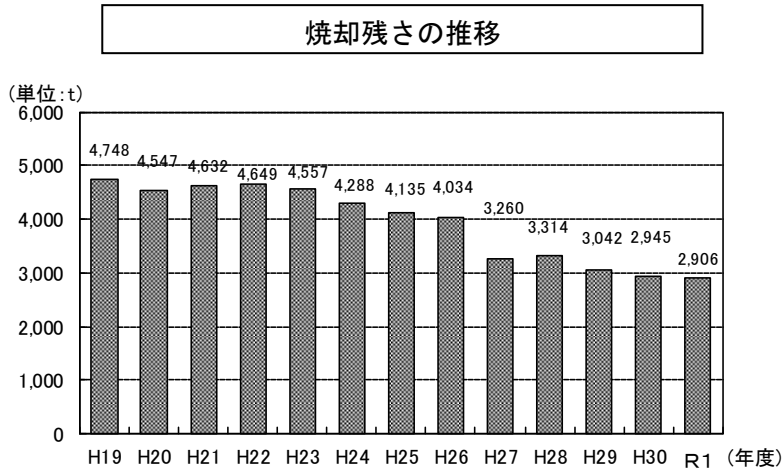


基準年度の平成 26 年度（2014 年度）と比較して 7,291t、約 19.6%減少しています。

内訳を見ると、令和元年度（2019 年度）の家庭系ごみは、平成 26 年度（2014 年度）より 5,619t、事業系ごみは、1,672 t 減少しています。

年度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
家庭系ごみ	27,117	25,269	26,272	26,371	25,698	24,890	25,109	25,823	23,432	25,053	20,314	20,030	20,204
事業系ごみ	14,416	13,738	13,901	14,018	13,402	13,001	11,513	11,461	11,450	11,331	10,538	9,962	9,789
合計	41,533	39,007	40,173	40,389	39,100	37,891	36,622	37,284	34,882	36,384	30,852	29,992	29,993

(5) 最終処分



焼却残さの適正な処分及び資源化の推進を図るため、平成12年度(2000年度)から焼却残さの全量を熔融固化処理しており、最終処分に係る埋め立ては行っていません。

各年度の処理量は、焼却量と比例して減少傾向であり、令和元年度(2019年度)は、2,906 tです。

年度	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
焼却残さ量	4,748	4,547	4,632	4,649	4,557	4,288	4,135	4,034	3,260	3,314	3,042	2,945	2,906

※焼却残さは、熔融固化処理によりスラグ化して路盤材等に活用しています。

(6) ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量(環境負荷)の推移

平成30年度(2018年度)の温室効果ガス排出量

基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)
15,799 t-CO ₂	11,911 t-CO ₂ (約24.6%削減)

基準年度の平成26年度(2014年度)と比較して3,888 t-CO₂、約24.6%削減しています。

実績値の推計計算式:

$$\text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{①焼却処理量 (t)} \times (1 - \text{②水分率}) \times \text{③プラスチック類比率} \times 2.77$$

(廃プラスチックの焼却に伴う排出)

$$+ \text{①焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.028)} \times 2.29$$

(合成繊維の焼却に伴う排出)

*計算式:

温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0) (平成29年(2017年)3月 環境省) 計算式より

(7) ごみ処理経費

令和元年度（2019年度）までのごみ処理の収集・処理経費は表2-2のとおりです。

平成28年度（2016年度）と比較して全体のごみ処理経費は減少しており、特に、ごみの発生量が減少したことに伴い、経費も減少しました。また、資源物については、処理量は微減傾向ですが、収集・運搬経費及び処理単価の値上げなどの要因により収集処理経費は増加しています。

収集・処理単価については、毎年度見直しを行い、より環境負荷や処理経費の削減に努める必要があります。

表2-2 ごみ処理の収集・処理経費

年 度	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
人口(10月1日)	172,337人	172,284人	172,306人	172,262人
世帯数(10月1日)	73,149世帯	73,666世帯	74,287世帯	74,879世帯
経費	3,432,138,583円	3,165,401,586円	3,214,138,397円	3,256,425,399円
収集・処理量	65,408t	59,746t	58,623t	58,123t
ごみ	2,210,300,033円	1,877,075,795円	1,906,894,244円	1,969,592,720円
	38,376t	32,992t	32,143t	32,402t
1人当たり原価	12,825円	10,895円	11,067円	11,434円
燃やすごみ 粗大ごみ 臨時ごみ	2,079,366,891円	1,742,146,358円	1,793,737,543円	1,818,791,855円
	37,199t	31,823t	30,908t	30,808t
燃えないごみ 危険有害ごみ 食用油	130,933,142円	134,929,437円	113,156,701円	150,800,865円
	1,177t	1,169t	1,235t	1,594t
資源物	1,221,838,550円	1,288,325,791円	1,307,244,153円	1,286,832,679円
	27,032t	26,754t	26,480t	25,721t
1人当たり原価	7,090円	7,478円	7,587円	7,470円
飲食用カン・ビン	220,686,786円	222,097,628円	229,551,053円	233,869,322円
	1,985t	1,944t	1,898t	1,905t
新聞、段ボール雑誌 紙類	178,566,788円	173,915,606円	177,165,054円	178,183,066円
	8,139t	7,856t	7,614t	7,453t
ミックスペーパー 紙パック	134,937,228円	139,079,820円	146,732,521円	143,116,961円
	2,222t	2,262t	2,187t	2,034t
植木剪定材	389,829,063円	446,314,019円	421,416,276円	388,047,865円
	11,590t	11,553t	11,255t	10,710t
ペットボトル	75,350,167円	75,669,634円	82,819,886円	89,506,599円
	504t	511t	543t	609t
容器包装 プラスチック	198,406,503円	205,448,661円	218,051,089円	217,725,247円
	2,501t	2,472t	2,691t	2,659t
製品 プラスチック	24,062,015円	25,800,423円	31,508,274円	36,383,619円
	91t	156t	292t	351t

*ごみ処理経費は、環境省の一般会計基準に準じて算出した結果です。

(8) 主な資源物の売却額

令和元年度（2019年度）までの主な資源物の売却額は表2-3のとおりです。

資源物の売却額は、市場の動向により変動しており、入札等により、売却額が高く適正処理できる業者を選択しています。

表2-3 主な資源物の売却額

品目	平成29年度(2017年度)		平成30年度(2018年度)		令和元年度(2019年度)	
	売却量(kg)	金額(円)	売却量(kg)	金額(円)	売却量(kg)	金額(円)
ペットボトル	511,068	23,729,801	542,870	17,253,303	536,284	23,821,568
アルミ缶	172,650	26,670,813	174,990	26,720,019	183,060	23,430,880
スチール缶	201,260	5,718,334	194,520	6,291,373	190,540	5,028,300
リターナブルビン	16,607	36,710	11,646	25,312	15,306	33,309
新聞	1,636,580	21,210,076	1,398,880	13,597,110	1,178,090	9,672,228
雑誌・ボール紙	3,013,140	24,406,434	2,998,180	12,952,137	3,100,490	10,099,232
段ボール	2,023,250	19,665,990	2,027,600	15,328,656	2,101,250	13,146,536
古布	1,041,610	2,249,874	1,038,700	2,243,587	1,074,270	2,340,963
使用済み食用油	46,960	1,134,000	46,340	1,514,634	46,330	1,342,199
ミックスペーパー	2,175,390	25,843,628	2,117,590	12,511,018	1,964,440	12,848,210
紙パック	87,490	2,220,493	69,320	1,759,338	61,930	1,586,144
製品プラスチック	46,680	466,800	—	—	—	—
合計	10,972,685	153,352,953	10,620,636	110,196,487	10,451,990	103,349,569

*製品プラスチックは、より一層の資源化推進のため、平成29年（2017年）10月から対象となる素材を拡大したことにともない、有償での資源化に変更しました。

(9) 家庭系ごみの有料化に伴うごみ処理手数料

平成27年（2015年）4月から、ごみの発生抑制を目的として家庭系の燃やすごみ・燃えないごみの有料化を実施しています。

有料化に伴うごみ処理手数料（有料袋の売上金）の用途については、有料袋の作成費用や、ごみの減量・資源化に関する施策に使用するほか、ごみ処理施設の建設費用に充当するための基金に積立てています。

※有料化に伴う令和元年度（2019年度）のごみ処理手数料

（歳入）有料袋の売上金	297,993,000円
（歳出）有料袋作成、流通に関する費用・啓発事業等	94,334,000円
一般廃棄物処理施設建設基金への積立	203,659,000円

第2節 これまでのごみ処理の進捗状況

循環型社会の構築に向けた3R指標及び地球温暖化防止に向けた環境負荷の指標に対する進捗状況は、次のとおりです。

表2-4 第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画3R指標・環境負荷の指標
(平成28年(2016年)10月策定時)及び実績値

【3R指標】

3R指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 平成26年度比 (2014年度比)
ごみの排出量 (-)	66,922 t	58,123 t	58,282t (約13%削減)
資源化率 (+)	48.2%	52.1%	約53%
焼却量 (-)	37,284 t	29,993 t	28,854 t (約23%削減)
うち家庭系	25,823 t	20,204 t	18,789 t
うち事業系	11,461 t	9,789 t	10,065 t

【環境負荷の指標】

環境負荷の指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 平成26年度比 (2014年度比)
温室効果ガス排出量 (-)(二酸化炭素換算)	15,799 t-CO ₂	11,911 t-CO ₂	9,188 t-CO ₂ (約42%削減)

*令和7年度目標値は、本計画策定時(平成28年(2016年)10月)に定めた数値を記載しています。
*温室効果ガス排出量の実績値(令和元年度(2019年度))の計算方法は、p8参照。

(1) ごみ総排出量

令和元年度(2019年度)のごみの総排出量は、基準年度の平成26年度(2014年度)から13.15%削減の58,123tであり、令和7年度(2025年度)の目標値である58,282tにあと159tまで減量が進んでいます。これは、市民や事業者の協力はもとより、平成27年(2015年)4月からの家庭系ごみの有料化や事業系ごみの分別徹底など排出事業者への訪問指導等による削減効果と考えられます。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策の観点から新たな生活様式が進む中、家庭系ごみの増加が見られるため、今後のごみの排出状況を見据えながら対応策を検討する必要があります。

(2) 資源化率（リサイクル率）

令和元年度（2019年度）の資源化率は、基準年度の平成26年度（2014年度）から3.9ポイント増加の52.1%であり、令和7年度（2025年度）の目標値である約53%まであと一步のところまで資源化が進んでいます。これは、製品プラスチックなど新たな資源化品目の拡大や、分別に対する市民や事業者の協力による結果と考えられます。

今後は、生ごみ及び紙おむつの新たな資源化に向けて、施設整備や処理手法及び分別の徹底など市民や事業者の理解と協力が得られるよう、進めていく必要があります。

(3) 焼却量

令和元年度（2019年度）の焼却量は、基準年度の平成26年度（2014年度）から19.56%削減の29,993 tであり、令和7年度（2025年度）の目標値である28,854 tにあと1,139 tまで減量が進んでいます。これは、ごみの総排出量と同様に、市民や事業者の協力はもとより、家庭系ごみの有料化や事業系ごみの排出事業者への訪問指導によるものと考えられます。

ごみの総排出量でも記述したとおり、焼却量の増加要因があることから今後のごみの排出状況を見据えながら、対応策を検討する必要があります。

(4) ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量

令和元年度（2019年度）の焼却量から試算する温室効果ガス排出量は、基準年度の平成26年度（2014年度）から24.6%削減の11,911 t-CO₂となっています。

第3節 ごみ処理に関する課題

本市では、環境負荷の少ない循環型社会の構築や焼却施設の老朽化、本市内の最終処分場問題を背景として、「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現をめざし、ごみの減量・資源化に積極的に取り組んできました。特にごみ焼却量については、平成2年度（1990年度）からの「ごみダイエット運動」の展開、平成8年度（1996年度）に策定した「ごみ半減計画」の推進などを経て、令和元年度（2019年度）は平成2年度（1990年度）から約60%減の約30,000トンとなりました。

本計画の策定時は、令和6年度（2024年度）末をもって名越クリーンセンターの焼却を停止した後、新たに建設したごみ焼却施設で処理する計画でした。

しかし、新たなごみ焼却施設の建設に向けた施設建設候補地の周辺住民との協議が平行線をたどり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中、改めて最適なごみ処理体制について検討を行うこととしました。

全国の自治体におけるごみ処理の現状は、ごみの減量・資源化策が進みごみ総排出量が減少したことにあわせて焼却施設の数も減少するとともに各施設稼働率に余剰が生じています。県内においても同様の傾向にあります。

また、本市のごみ処理体制を取り巻く環境は、本計画策定時には想定できなかった燃やすごみを分別せずに混合ごみのまま処理する新たな資源化技術の確立とともに、地球温暖化対策が世界的に加速している中で、パリ協定が締結されたこと、本市がSDGs未来都市として選定されたことなど、大きく変化しています。

本市の将来を検討する上では、人口減少や資源化に関する技術の向上などから燃やすごみの量が相当減少すると予測されること、地球温暖化への対応、市の財政状況等を踏まえた多角的な観点から検討する必要性がありました。

検討の結果、資源化技術の向上により焼却量の減少が可能となっている状況から、計画していた焼却施設を建設せずにごみの減量・資源化を進め、燃やすごみについては広域連携又は民間施設の活用により処理する方が焼却施設を建設するよりも環境面、費用面で優位となりました。

また、国は、平成31年（2019年）3月に、3Rの推進などによるごみの排出量の減少に加え、人口減少の進行によりごみの排出量のさらなる減少が見込まれること、廃棄物処理施設における担い手の不足、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大等の課題に対応するため、ごみ処理の広域化や民間活用を含めたごみ処理施設の集約化を進める方向性を示しました。

広域連携によるごみ処理については、逗子市・葉山町との協議が整い、令和2年（2020年）8月に広域実施計画を策定しました。

このことから、本計画策定時に計画していた焼却施設を建設せずにさらなるごみの減

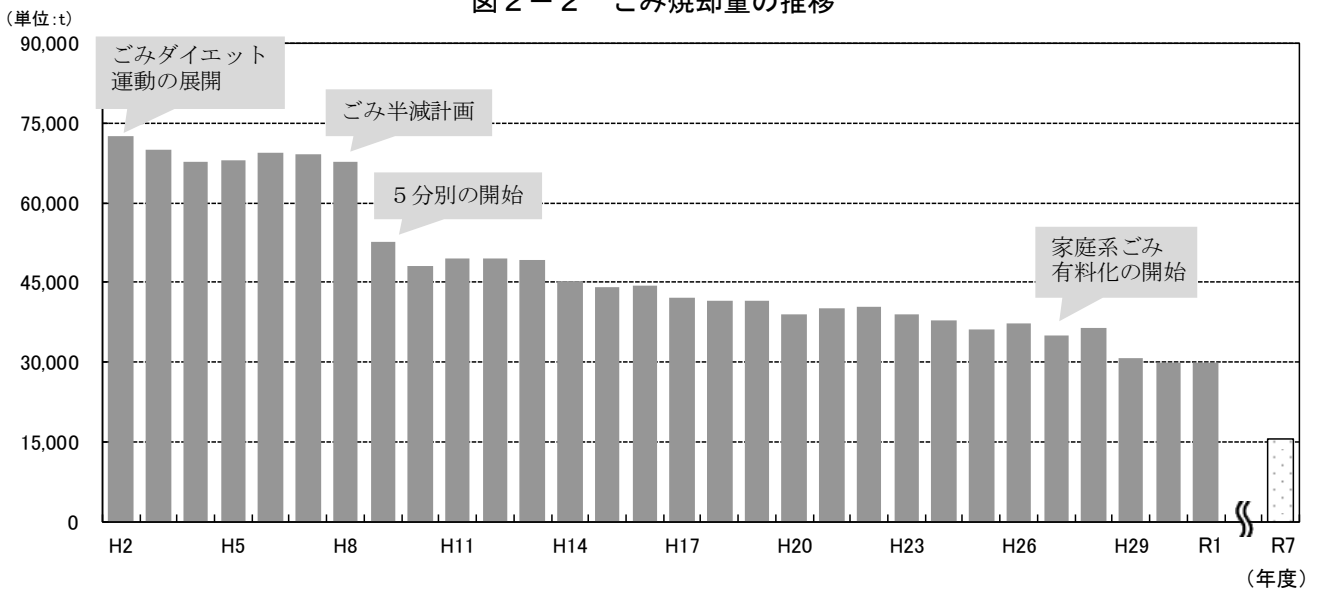
量・資源化を進め、燃やすごみについては、令和7年度（2025年度）以降、広域実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。

安定的なごみ処理体制を構築するため、ゼロ・ウェイストを目指した新たなごみの減量・資源化施策を確実に推進すること及び逗子市、葉山町と広域実施計画に沿って着実に事業を進めることが必要となります。

引き続き、ごみの減量を進めるため、これまでのごみ処理に関する現状把握や従来の課題に加えて、新たな減量・資源化施策、広域連携の推進、食品ロスや使い捨てプラスチックの削減という新たな施策を実施し、取り組むべき課題をまとめました。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、テレワークによる勤務形態やテイクアウトでの食事など新たな生活様式が進み、自宅で過ごす時間が増えたことから、家庭系燃やすごみとともにカン・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチックなどの資源物や粗大ごみが増加傾向にある一方、事業系燃やすごみは減少傾向にあります。今後、排出されるごみや資源物の量や質について状況把握をするとともに、その影響を注視しながら施策を講ずる必要があります。

図2-2 ごみ焼却量の推移



1. ごみの減量・資源化に関する課題

(1) 家庭系ごみ

① リデュース、リユースの市民生活への浸透

平成15年度（2003年度）以降、家庭系ごみの発生量は減少しており、1人1日当たりの排出量（発生原単位）も同様に年々減少していましたが、新型コロナウイルス感染症対策による新たな生活様式などにより、令和2年（2020年）2月以降微増し、令和2年度（2020年度）も増加傾向が続いています。また、発生原単位では、令和元年度（2019年度）県内平均638gに対し、本市は637gとなっています。

日常生活の中で使う様々な製品は、もともとは天然の資源を使って作られています。

「便利だから」、「安く買えるから」という理由で、大量に消費し、大量に廃棄すると将来、資源が足りなくなることが考えられます。また、ごみを燃やしたときに発生する二酸化炭素は、地球温暖化の大きな原因にもなっています。

リサイクルするにも少なからず環境負荷がかかり、また、リサイクルやごみ処理には多くの経費がかかります。

平成26年（2014年）に実施したごみ減量・資源化を進めるための3Rの取組の重要度に関する市民アンケート調査結果では、「リデュース」が約46%、「リユース」が約16%、「リサイクル」が約38%となっていますが、環境負荷やごみ処理の効率性を考慮すると、3Rの中でも特に2R（リデュース、リユース）の意識をさらに浸透していくことが重要となります。

循環型社会形成推進基本法においても、3Rの優先順位はリデュース、リユース、リサイクルの順となっています。

2Rの普及に当たっては、100円均一などの低価格ショップの普及やインターネットによる流通の多様化、新しい商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェアなど、モノに対する新たな価値観の変化を踏まえることも大切です。

リユースについては、市の不用品登録制度のほか、フリーマーケットやインターネットオークション、リサイクルショップなど民間の活動が徐々に拡大しつつあるものの、さらにリユースをより身近に感じ、具体的な行動につながるような取組を実施する必要があります。

さらに、マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的な課題となっている中、環境負荷の低減を図るため、本市は平成30年（2018年）10月に「かまくらプラごみゼロ宣言」を行い、使い捨てプラスチックのリデュース、リユースの取組を強化することとしました。国においても、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」を公表し、令和2年（2020年）7月から「レジ袋の有料化」を導入するなど、使い捨てプラスチックの削減に向けた機運が高まっており、これまで実施してきたレジ袋の利用廃止やペットボトル等使い捨てプラスチックの使用を極力控えるよう呼び掛けるなど啓発をより充実させる必要があります。

② 食品ロスの削減

国連創設70周年を迎えた平成27年（2015年）、193の加盟国は「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を全会一致で採択し、17の目標とその具体的な169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」を掲げました。

食品ロスについては、「2030年までに小売り・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」こととして、SDGsの目標として定められています。

世界の食料廃棄量は、年間 13 億トンで、人の消費のために生産された食料の 3 分の 1 を廃棄しているとのこと。一方で、世界では 8 億人もの人が飢えや栄養不足で苦しんでいます。

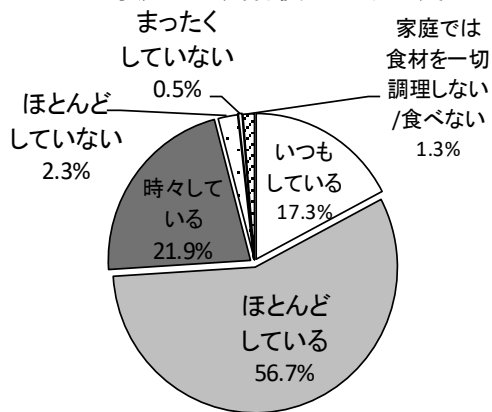
日本では、家計における食費は消費支出の中で 4 分の 1 を占めています。食料自給率（カロリーベース）は 37% で、食料の多くを海外からの輸入に依存している中で、食品ロスは年間 600 万トンを超え、国連世界食糧計画（WFP）による食料援助量の約 1.6 倍の量の食料が捨てられています。

このような状況の中で、我が国でも令和元年（2019 年）10 月に食品ロス削減推進法が施行され、食品ロスを削減していくための基本的視点として、一人ひとりが食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことや、食べることでできる食品は廃棄することなく、できるだけ食品として活用することが示されました。

本市においても燃やすごみの中に手つかず食品が多く廃棄されているという現状から、家庭での計画的な食材の購入、保存、調理の工夫を普及啓発するとともに、食べ物を無駄にしない意識の浸透を図ることが必要です。

また、未利用食品の活用を図るためのフードバンク活動は、重要な取組であることから、食品関連事業者とフードバンクとのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブのさらなる推進を図ることが必要です。

図 2-3 家庭での食材使い切り・食べきりの心がけ



資料：「ごみ減量・リサイクルに関する
市民アンケート結果」（平成 26 年度（2014 年度））



写真：燃やすごみとして排出された手つかず食品
「家庭系ごみ質組成調査」（平成 26 年度（2014 年度））

<コラム：食品ロスの削減ワークショップ>

市民、市内食品関連事業者の方を対象に、家庭や店舗における食品ロス削減に向けたワークショップを開催しました。

講演では、食を大切にする精神や、栄養を考えた計画的な食材の購入について学んだ後、食べ物の無駄をなくすためにどうすれば良いかを話し合いました。食材の工夫について参加者同士の発見があり、食育などの食の伝承が大切であることや、店舗でのメニューの工夫や鎌倉らしいドギーバッグの推進などのアイデアが提案されました。



写真：ワークショップの様子（平成 26 年度（2014 年度））

③ 生ごみの減量

燃やすごみの約5割を占める生ごみの減量に向けて、生ごみ処理機の購入者に対してその購入費の一部を助成する「生ごみ処理機購入費助成制度」を実施しており、他市と比較して高い助成率で普及促進を図ってきました。また、平成24年（2012年）7月からは、市役所で一部の生ごみ処理機を直接購入できる制度を開始し、平成27年度（2015年度）末の普及率は推計で19.1%となりましたが、家庭系ごみの有料化開始から年数が経過し、ここ数年購入台数が減少しており、令和元年度（2019年度）末の普及率は推計で17.6%です。

令和2年度（2020年度）に入ってから、新型コロナウイルス感染症対策による新たな生活様式やレジ袋有料化の開始に伴い、生ごみ処理機の需要が拡大しています。

今後は、この状況を踏まえ、生ごみ処理機のさらなる普及促進を図るとともに、生ごみの約8割が水分であるため、引き続き、水切りの周知徹底を図ります。

表2-5 生ごみ処理機の助成制度概要

制度名	生ごみ処理機購入費補助制度 (平成3年(1991年)1月～)	生ごみ処理機直接販売制度 (平成24年(2012年)7月～)
概要	各自で機器を購入後、申請書に領収書を添えて市に提出。後日、指定口座に助成額を振込み。 <助成率(上限4万円)> 非電動型…購入額の90% 電動型…購入額の75%	非電動型の一部の機器は、市役所ごみ減量対策課で購入可能。購入後、市の契約業者から自宅に配送。(令和元年度(2019年度)現在4機種対象) <購入額> 市販価格の1割程度

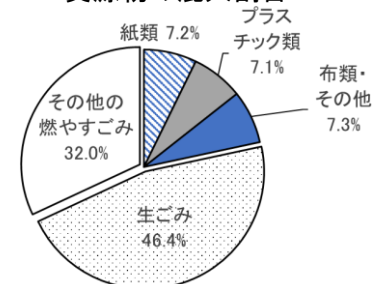
④ 分別の徹底

本市はこれまで、ごみの分別収集及び資源化を積極的に推進しており、市民の協力を得て、リサイクル率は人口10万人以上の市町村の中で全国トップレベルを維持しています。

また市民アンケート調査結果でも、96.4%が「きちんと分別している」、「ほぼ分別している」と回答しており、分別に対する市民の非常に高い意識がうかがえます。

「家庭系ごみ質組成調査」において、有料化実施前後で燃やすごみの資源物混入割合が平均約26%から一旦約13%まで減少しましたが、平成30年度（2018年度）は再び20%台となっていることから、分別の徹底を図る必要があります。地区により数値に差があり、混入率が高いところも見受けられます。また、ミックスペーパーや容器包装プラスチック、製品プラスチック等の品目については、分別が分かりにくいとい

図2-4 家庭系燃やすごみの中の資源物の混入割合



資料：「家庭系ごみ質組成調査結果」
(平成30年度(2018年))

う意見も多くいただいています。周知に当たっては、近年の有料化等の実施を踏まえて、「資源物とごみの分け方・出し方」パンフレットで写真等による具体例を掲載して解説するとともに、今後も分かりやすい周知を図っていく必要があります。

(2) 事業系ごみ

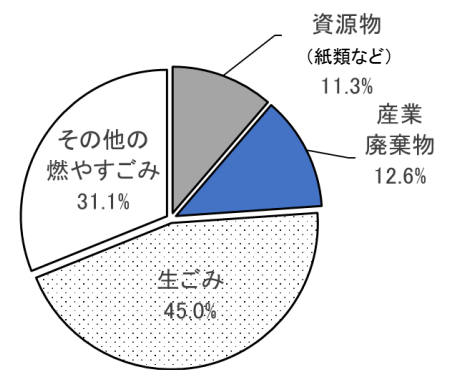
① 適正排出の徹底

本市の焼却施設に搬入される事業系燃やすごみのうち、約24%が資源物や産業廃棄物（プラスチック類など）となっており、家庭系燃やすごみの中の資源物の混入割合約21%と比較するとやや高い混入率となっています。

事業活動に伴い、ごみを一定量以上排出する多量排出事業所に対しては、「減量化及び資源化計画書」の市への提出を義務付けるとともに、毎年度現地調査を実施し、発生抑制や分別について指導を行ってきました。

また、平成25年（2013年）1月から自走式コンベアごみ投入検査機を導入し、ごみの展開検査を強化するとともに平成28年（2016年）7月から廃棄物発生抑制等啓発指導員による事業者に対する訪問指導を行うことにより、令和元年度（2019年）のごみ焼却量は、基準年度の平成26年度（2014年度）と比較して約14.6%削減されています。しかし、依然として資源物等の混入が見受けられるため、引き続き、排出事業者等への適正排出の指導を継続していくことが重要です。

図2-5 事業系燃やすごみの中の資源物等の混入割合



資料：「事業系燃やすごみ組成調査結果」
(平成29年度(2017年度))

② 食品ロスの削減

国は、「食品ロスの基本的な方針」において、消費者や食品関連事業者、マスコミ、消費者団体、地方公共団体等に求められる役割と行動を掲げ、食品ロス削減の取組を進めるに当たっては、それぞれが自らの役割と行動を理解して実践するとともに、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」視点が重要であるとして、次のとおり記載されています。

- 食品ロスは事業者及び消費者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるが、その際、食品関連事業者等と消費者を「つなぐ」という視点が必要である。
- 消費者や食品関連事業者等が本方針に掲げる「役割と行動」を理解し、実践すると同時に、食品関連事業者等からは食品ロスの削減のための課題と自らの取組を消費者に伝え、消費者はそれを受け止めて、食品ロスの削減に積極的に取り組む食品

関連事業者の商品、店舗等を積極的に利用する、といった双方のコミュニケーションを活性化していくことが重要である。

- このコミュニケーションに、食品関連事業者等以外の事業者や、マスコミ、消費者団体、NPO等、国・地方公共団体も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取組事例が創出されていくことが期待される。

本市には、飲食関連事業者が約1,300者あり、食品ロスの削減に向け、外食時の食べきりについて事業者及び消費者双方に意識の普及を行うとともに、市民から要望の多い小盛りメニューの導入、持ち帰りの浸透等について飲食業者と協力し、検討していく必要があります。

③ 生ごみの減量、資源化

平成12年（2000年）から食品リサイクル法が施行され、令和元年（2019年）7月には、同法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（以下「食品リサイクル法に基づく基本方針」という。）において、食品リサイクルの優先順位や業種別のリサイクル目標が定められたことにより、食品リサイクルが進んでいるものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業と、流通経路の川下に向かってリサイクル率は低くなっており、目標が達成されていない状況です。

県内では食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者が少なく、受け入れ可能な民間事業者が近隣になかったことから、市内事業所においては、生ごみの資源化の事例は少数です。

また、多量排出事業所には事業系大型生ごみ処理機の補助制度の活用を呼びかけ、生ごみの資源化を指導してきましたが、採算性などの課題もあり、導入件数があまり増加していないため、引き続き、対応策を検討していく必要があります。

今後は、近隣に新たな登録再生利用事業者が整備されたことを踏まえ、誘導策を検討していく必要があります。

事業系の食品リサイクルが進まない理由として、国の中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の「今後の食品リサイクル制度のあり方について」の報告書では、登録再生利用事業者の処理手数料が市町村の処理手数料よりも高額であることをあげており、「市町村においては、事業系一般廃棄物の処理は排出事業者が責任を有することに鑑み、原価相当の処理手数料を徴収することが望ましい。」とされました。これを受けて、食品リサイクル法に基づく基本方針が示され、再生利用の促進のための措置として、処理に係る原価相当の料金徴収の推進が位置付けられたことから、事業系ごみ処理手数料について見直す必要があります。

④ 生ごみ以外の資源化

昨今の資源化技術の発展は目覚ましく、これまで実証実験段階であった縦型乾式メタン発酵事業のように混合ごみを対象とした資源化技術が実用化され、燃やすごみの全量を縦型乾式メタン発酵により処理する自治体も現れています。今後は、混合ごみを確実に処理することが可能な処理事業者を選定するための手続を進める必要があります。

⑤ 拡大生産者責任に基づくごみの減量、適正処理

市民アンケート調査によると、家庭ごみの発生抑制を行うためには、簡易包装や量り売りなど包装の少ない商品を取り扱うスーパー、店舗を広めることが大切であるとの意見が最も多く挙げられました。また、拡大生産者責任に基づき、生産者に対して、製品・容器の耐久性の向上、修理実施体制の充実、使用済み製品の引き取り、リサイクルの推進などについて求めていく必要があります。

2. 3Rの推進に向けた情報発信に関する課題

(1) 情報ツールの活用

これまで、市の広報紙「広報かまくら」やホームページ、SNSを活用した情報発信、ごみの情報紙「鎌倉ごみ減量通信」での啓発のほか、自治・町内会における説明会、支所等でパネル等を展示する「ごみダイエット展」やクリーンステーションの排出指導等を実施してきました。

市民アンケート調査結果からは、ごみに関して市民が得ている情報源は「広報かまくら」が最も多く、次いで市のパンフレット等であり、全体的には紙媒体が多いようです。一方で、インターネットの浸透やスマートフォンの普及など情報ツールが変化しており、若年層に対して従来の行政の広報では啓発が不足していることから、令和元年（2019年）9月からアプリケーション「LINE」を活用して資源物とごみの出し方・分け方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の本格運用を開始しました。引き続き、誰もが情報を得られるような情報ツールの多様化を図り、若年層の興味関心を引くように内容を工夫していくことが必要です。

<コラム：若年層対象ワークショップ>

鎌倉女子大学のご協力のもと、ごみに関する情報発信や身近なリユースの取組について、ワークショップを行いました。

SNSの活用やごみの手選別体験、タレントの起用など、興味関心を引く方法や利便性を踏まえた、若年層ならではのアイデアをいただきました。



写真：ワークショップの様子（平成26年度（2014年度））

(2) 情報内容の充実

① 市民への啓発

啓発においては、写真や画像の活用による誰もが分かりやすい情報提供のほか、ごみの減量・リサイクルなどのアイディアの紹介、2R（リデュース、リユース）に重点をおいた3Rに関する情報発信、リサイクルの意義や疑問について解説するなど、内容の充実に努めていく必要があります。

② 環境教育の充実

本市はこれまで、市内の保育園児、幼稚園児及び小中学校の児童生徒を対象に、紙芝居やゲーム、スライドを用いた出前講座や、処理施設の見学を合わせた学習などを積極的に行いました。

3Rの取組の実践、ライフスタイルへの定着へとつなげるためには、幼少期からの啓発や処理施設見学といった体験型の啓発が効果的と考えられることから、今後とも教育現場と連携し、環境教育の充実に努める必要があります。

③ 事業者への啓発

事業系ごみの多くは、排出事業者が収集運搬業者と契約して処理しています。細かい分別区分は契約ごとに異なっているため、市では分別の概要を周知しました。

しかしながら、事業者アンケート調査結果や事業所のごみ減量ワークショップの意見によると、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供が必要です。

<コラム：事業所のごみ減量ワークショップ>

市内事業者を対象に、事業所からのごみ減量を考えるワークショップを開催しました。

飲食店や医療・福祉など様々な業種の方にご参加いただき、事業者内の分別意識の向上、紙ごみの分別などの共通の課題や、紙おむつなど業種独自の悩みなどについて活発に意見交換が行われ、通常業務であまり気にしない「ごみ」の情報共有の場としてご好評いただきました。



写真：ワークショップの様子（平成26年度（2014年度））

3. 循環型社会形成のためのごみ処理体制に関する課題

(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築

令和2年（2020年）8月に広域実施計画を策定し、2市1町におけるごみ減量・資源化策や新たな役割分担、将来のごみ処理体制のあり方などを示しました。広域連携による安定的なごみ処理体制の構築に向けて、2市1町において事業の推進や計画の進行管理等を確実に進めるための連携・協議を行う必要があります。

(2) ごみ処理経費の削減

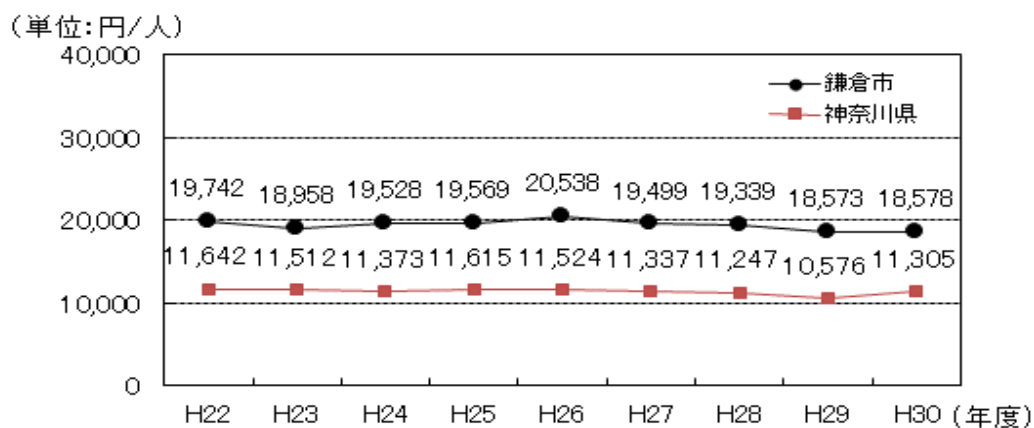
本市におけるごみ処理経費は、神奈川県 averages を大きく上回っており、平成30年度（2018年度）市民1人あたりのごみ処理経費が18,578円で19市中第1位です。

その経費の内訳として、1人あたりの収集運搬費が9,507円で19市中第1位、中間処理費が6,175円で19市中第8位、最終処分費が2,852円で19市中第1位、その他が44円で19市中第3位となっています。

この要因として、本市は谷戸など入り組んだ地形が多く収集効率が良くないこと、中間処理後の焼却残さ・不燃残さの全量を溶融固化処理していることや、多くの品目を資源化処理しているに伴う収集運搬や中間処理の経費が生じていることが挙げられます。

平成12年（2000年）3月に鎌倉市一般廃棄物最終処分場への埋め立てを終了した後、新たな処分場の整備が困難な状況にあるため、引き続き、全量溶融固化・資源化処理体制を維持することになりますが、収集運搬や中間処理の効率的な運用、見直しによって、ごみ処理経費の軽減を図る必要があります。

図2-6 本市のごみ処理経費の推移と神奈川県平均との比較



経費は、処理費及び維持管理費を計上 資料：神奈川県一般廃棄物事業の概要

(3) 適正処理やリサイクルに向けた支援

① 社会状況への対応

本市はこれまで、日々のごみの排出が困難な高齢者や障害者の負担を軽減し、衛生

的な生活環境の保持や高齢者の福祉の増進を図るため、市職員が戸別訪問してごみや資源物の収集を行い、安否確認を行う「声かけふれあい収集」を実施しており、近年対象者数が増加しています。(令和元年度(2019年度)実績対象522世帯624人)

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の弱者に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。また近年、買い物に出かけることが困難な高齢者等を中心に、コンビニやスーパーによる配達サービスは拡大していく傾向があり、配達サービスの流通販売過程における発生抑制は、日常的なごみの減量に寄与する可能性があります。

表2-6 本市の高齢化率の推計

高齢化率		平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年推計 (2025年)
内 訳	65～74歳	14.9%	13.3%	11.0%
	75歳以上	15.5%	17.8%	20.7%
		30.4%	31.1%	31.7%

資料：「第3次鎌倉市総合計画 資料編」実績は1月1日現在

② 新たな資源化の推進

本市では「ゼロ・ウェイストかまくら」をめざし、植木剪定材、布団・畳、木くず、製品プラスチックの資源化など、他市に先駆けて積極的に資源化を推進してきました。

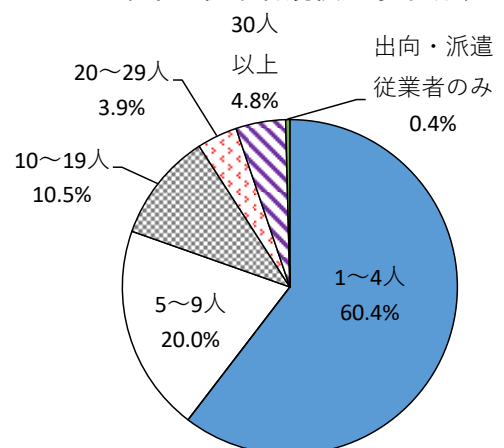
新たな資源化品目として、生ごみは家庭系ごみの半分を占めており、国も食品循環資源の再生利用を促進する中で、ゼロ・ウェイストを実現するため資源化を図ることは必要不可欠です。本市の土地事情を考慮すると大規模な施設整備を図ることが困難なことから、大規模な設備が不要な好気性微生物を活用した施設の整備を図ることとし、引き続き、最適な施設の整備方法の検討とともに施設候補地の周辺住民の理解を得て着実に進める必要があります。

また、紙おむつは、環境省が資源化ガイドラインを公表し、今後も超高齢社会が進む中で使用量の増加が見込まれることから、引き続き、最適な処理手法等について検討する必要があります。

③ 小規模事業所への対応

本市は小規模事業所が多く、事業所アンケート調査からも「事業系ごみとしてまとめるほど量が多くない(家庭系ごみとして出している)」という意見があり、統計上も従業員数が1～4人の小規模事業所が最も多くなっています。事業系ごみの自己責任による処理を明確にしたうえで、適正処理

図2-7 本市の従業者規模別事業所数



資料：「経済センサス活動調査」(平成28年(2016年))

の推進に向けた取組を検討する必要があります。

4. 環境負荷の低減に関する課題

「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（策定手法編）」（平成29年（2017年）3月 環境省）の算定方法をベースに市域における温室効果ガス排出量を推計すると、平成30年度（2018年度）における市域全体の排出量のうち、全体の約1.2%が廃棄物の焼却を対象とする廃棄物部門から排出されています。地球温暖化防止の取組を進めるためには、廃棄物の収集運搬、中間処理、資源化の過程で発生する温室効果ガスの抑制を図る必要があります。

5. 市民、事業者、滞在者及び行政とのパートナーシップに関する課題

パートナーシップ事業の一環である鎌倉市廃棄物減量化等推進員制度においては、推進員が廃棄物の減量・資源化の地域社会のリーダーとしての役割を担い、また市民、事業者、市とのパイプ役として、情報の共有や意見交換、啓発や排出指導などを実施しています。

また、市は3Rを推進する自治・町内会への奨励金制度の実施や、NPO法人等の市民団体と連携し、ごみの減量・資源化のイベントや周知を図るとともに、事業者に対しては、商工会議所や同業者組合、商店街などの関係団体への説明会やチラシでの周知などを行っています。

今後とも、市民、事業者、行政が各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するような気運を高めていくとともに、情報の共有や協力により、それぞれの取組をつなげ、さらなる協働の強化を図っていくことが重要です。

さらに、現在、新型コロナウイルス感染症対策の観点から観光客が減少していますが、今後、規制が緩和され海外からの観光客が増加することを見据え多言語表示を加えて、引き続き、滞在時にごみの持ち帰りを呼びかける必要があります。市外からの通勤・通学者についても、ごみの持ち帰りや発生抑制、本市における分別ルールの徹底などの協力を促すことが必要です。

表2-7 延入込観光

	延入込観光客数 (千人)
平成22年(2010年)	19,486
平成23年(2011年)	18,111
平成24年(2012年)	19,743
平成25年(2013年)	23,083
平成26年(2014年)	21,956
平成27年(2015年)	22,926
平成28年(2016年)	21,285
平成29年(2017年)	20,424
平成30年(2018年)	19,871
令和元年度(2019年)	19,022

資料：「神奈川県入込観光客調査報告書」

第4節 基本理念と基本方針

1. 基本理念

人口減少や資源化技術の向上が進む中、想定される厳しい財政下において、将来にわたり安定したごみ処理を行うことが求められています。こうした中、本市は、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するために、市民、事業者、行政が連携・協働して3Rを推進し、焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指します。

これまで本市は、市民、事業者の協力のもと、ごみの分別やリサイクルを進めてきた結果、全国でトップレベルのリサイクル率を維持してきました。これからは、ごみそのものを減らすために、必要なものだけを購入し、ものを大切にするような心豊かな社会を形成していくことを基本理念として掲げます。

**基本理念：「ゼロ・ウェイストかまくら」
の実現を目指して
～モノを大切に 心豊かな生活を～**

2. 基本方針

ごみ処理基本計画における基本方針は次のとおりです。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

ごみそのものを減らすため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の2Rのさらなる充実を図るとともに、資源の有効利用の観点から、引き続き、再生利用（リサイクル）についても推進します。

特に、食品ロスについては、令和元年（2019年）10月に「食品ロス削減推進法」が施行されたことから、法の趣旨を踏まえ削減の取組を位置付けます。

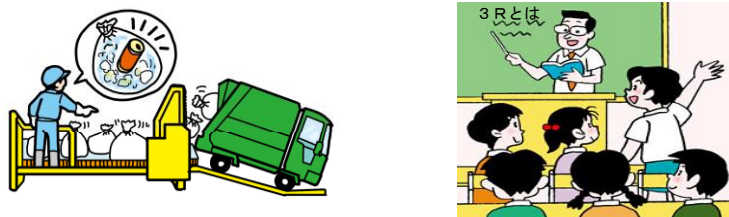


※3Rは、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが大切です

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

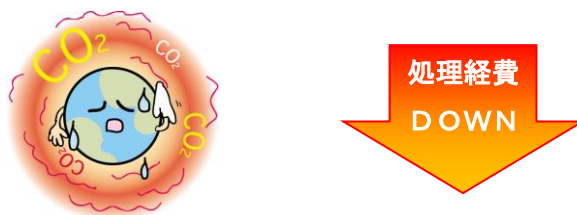
市民や事業者の環境に対する意識をさらに醸成していくとともに、3Rの具体的な取組方法を各々が認識し、日常で実践につなげられるよう、きめ細かで多様な情報提供や普及啓発活動、環境教育に積極的に取り組みます。



基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理にかかる財政負担を軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立に努めます。



基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

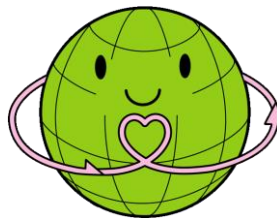
多様な市民ニーズに合わせた効率的な処理体制を構築することで行政サービスの向上を目指すとともに、事業者の適正処理を促す環境の整備を図ります。



基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

市民、事業者、行政が、各主体の役割分担に基づいて積極的に行動するとともに、滞在者や関係機関と協力・調整を行いながら、連携・協働の強化を図ります。



基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

今後の人口減少や資源化技術の向上などに伴い、ごみ焼却量の減少が見込まれます。また、厳しい財政状況、焼却量の減少により既存施設の規模では効率的な処理が出来なくなることも想定される中で、国が進めているごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化も持続可能なごみ処理体制の一つの方法です。将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携等による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。



第5節 基本方針に基づく施策の展開

1. 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

◎：主な取組主体 ○：取組を支援又は関係している主体

施策と主な取組	取組主体			区分	
	市民	事業者	市		
施策1-1 リデュース（発生抑制） の推進（食品ロス）	(1) 家庭における食品ロスの削減	◎		○	拡充
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減		◎	○	拡充
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR		○	◎	継続
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究			◎	新規
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○	○	◎	拡充
施策1-2 リデュース（発生抑制） の推進（食品ロス以外）	(1) 使い捨てプラスチックの削減	◎	◎	○	新規
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	◎	◎	◎	新規
	(3) 水切りの普及啓発	◎	◎	○	継続
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	◎		○	継続
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進		◎	○	継続
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上		◎	○	継続
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○	○	◎	拡充
施策1-3 リユース（再使用） の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○		◎	継続
	(2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供		○	◎	継続
施策1-4 リサイクル（再生利用） の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○	○	◎	新規
	(2) 紙おむつの資源化	○	○	◎	新規
	(3) 事業系ごみの最適な資源化		○	◎	新規
	(4) ごみと資源物の分別徹底	◎	◎	○	継続
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	○	○	◎	継続

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策2-1 市民に対する働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○		◎	継続
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○		◎	継続
	(3) 多様なツールによる情報発信	○		◎	継続
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○		◎	継続
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	○		◎	継続
	(6) 不適正な排出に対する指導	○		◎	継続
施策2-2 事業者に対する働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供		○	◎	継続
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導		○	◎	継続

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策3 適正かつ持続可能なごみ処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進			◎	継続
	(2) 処理における環境負荷の低減			◎	継続
	(3) 処理経費の削減に向けた検討			◎	継続
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進			◎	継続

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○		◎	継続
	(2) 分別しやすい排出方法の検討			◎	継続
施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討		○	◎	継続
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート		◎	○	継続

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備と 取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組	◎	◎	◎	継続
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	◎	◎	◎	継続
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	○	○	◎	継続
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○	○	◎	継続
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組			◎	継続
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進			◎	継続

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策6 将来にわたる安定的なごみ 処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築			◎	新規
	(2) バックアップ体制の構築			◎	新規
	(3) 災害時の協力支援体制			◎	新規
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討			◎	継続

2. 施策の展開



基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策1-1 リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス）

食品ロスを発生させることは、資源を無駄にするということだけではなく、ごみを処理する際にエネルギーが使用され、温室効果ガスが発生するとともに、処理をするための費用もかかることとなります。このため、食品ロスを削減することにより、家計の負担や地方公共団体の財政支出の軽減、温室効果ガス排出量の削減が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄を抑えることにつながります。

本計画では、食品ロスの削減をリデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的な施策に位置付け、これまでも消費者や事業者と連携・協働を図りながら施策の推進を図ってきており、引き続き、食品ロス削減推進法の基本的施策の考え方を踏まえて、社会情勢を考慮しながら取組を拡充します。

【主な取組】

(1) 家庭における食品ロスの削減

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性についての理解や意識を高めるための啓発を進めるとともに、第3期食育推進計画に「食からはじまる環境づくり」として食の3Rの推進を位置付けており、引き続き、食育に関する取組と連携しながら推進を図ります。

家庭では、排出される手つかずの食品や食べ残し等の減量に努めることが必要です。市は、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発として、賞味期限や消費期限の違いなど期限表示の正しい理解の促進、食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、市の刊行物やパンフレットを通じて周知を図ります。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック」の周知を図ります。

(2) 飲食店等における食品ロスの削減

本市は観光地であるため、事業所の中で宿泊業・飲食サービス業が17.9%（平成28年度（2016年度））と最も高い割合を占め、生ごみが多く排出されています。そのため飲食関連事業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入、さらにドギーバッグの利用促進を含む持ち帰りなどの啓発を一層推進します。

飲食関連事業者の利用者を対象とした3010（さんまるいちまる）運動を推進するため、これまでに市内の飲食関連事業者など事業者を対象に配布してきたポスターやチラシに加え、飲食関連事業者と市が連携・協力し啓発を行う制度を創設したので、新たに市が啓発用のステッカーを作成し、店頭への啓発を依頼します。

＜食品ロス削減の啓発＞

○家庭向けパンフレット

「食材を必要な量だけ買って食べきる」ことをキーワードに、一日の摂取量の目安や、食材の保管方法などを紹介しています。

○飲食店向けチラシ

お店で飲食されるお客様に向けて、「Mottainai Spirit in Kamakura」と題した食べ残しをしないように呼びかけるチラシを掲示し、飲食店で食品ロスが出ないように啓発しています。



写真：家庭向けパンフレット/飲食店向けチラシ

(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR

食品ロスの削減等、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬業者に対して優良事業者認定制度を導入し、その取組を表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討します。

(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究

家庭系食品ロスの主な発生原因は、国の食品ロスの基本的な方針によると「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」とされています。平成30年度（2018年度）に実施した本市の家庭系ごみ質組成調査では、「直接廃棄」にあたる未開封食品類が燃やすごみ全体の2.09%ありますが、「食べ残し」と「過剰除去」にあたる部分について本市では「調理残さ」「食べ残し」を含めた生ごみに分類しており、燃やすごみ全体の44.3%でした。

今後、国が示す食品ロス発生量の組成調査を実施するなど食品ロスの内容や発生要因を分析するとともに、効果的な削減方法等に関する調査、研究を実施します。

(5) 未利用食品を活用するための活動の支援

未利用食品を活用するため、定期的にフードドライブを開催し、まだ食べられるにもかかわらず使わない食材を市民から提供いただき、イベントや福祉事業で使用する取組を行っています。開催期間の拡大など、さらなる充実を図ります。また、食品の製造、販売を行う事業者に対しては、フードバンクの活用促進が図れるよう、提供できる食品などの情報提供を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で発生する未利用食品については、民間事業者が提供する余った食品の情報提供サービスアプリ等の活用を検討します。

施策1-2 リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス以外）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を拡充します。

特に、燃やすごみの約半分を占める生ごみについては、工夫次第で減量できる余地が多いことから、優先して取組を促進します。

さらに、リデュースは、発生源である店舗や事業所において実施することが求められるため、拡大生産者責任に基づき、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上について事業者働きかけます。

また、事業系ごみ処理手数料については、ごみの減量に向けた意識を高める効果があることから、ごみの排出量の状況、社会情勢等を勘案しながら見直しについて検討を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえたリデュースのあり方については、令和3年（2021年）1月に中央環境審議会循環型社会部会が策定した「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」では、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じています。また、このような状況を踏まえれば、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする3R+Renewableの基本原則に沿った対応がこれまでもまして重要になる。」と示されています。また、令和3年（2021年）6月に製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の促進を図るため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決されました。

使い捨てプラスチックをはじめとしたリデュースの取組については、これらの点も踏まえて検討を行います。

【主な取組】

(1) 使い捨てプラスチックの削減

マイボトルの普及、使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内公共施設のほか民間施設にも呼びかけ、水道管直結式ウォーターサーバーを設置し、給水スポットを拡げるとともに、マップを作成して情報提供を図ります。

レジ袋の有料化を踏まえ、マイバッグの一層の普及を目指して市内の事業者と連携して効果的な施策を検討します。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応としては、今後、衛生面による使用に配慮しつつ、新しい生活様式の中で過剰な使用といえるごみや資源物の削減に向

けて、引き続き、分別の徹底やリデュース施策の推進を図るとともに、ごみや資源物の量や質について組成調査等を通じて状況を把握し、必要な施策を講じます。

(3) 水切りの普及啓発

生ごみの約8割は水分であることから、水切りを普及させることによって、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの燃焼効率の向上などが期待できます。家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組の実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組方法について普及啓発を行います。

(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、助成制度を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や費用に関する情報提供を行います。また、生ごみ処理機購入後に、継続して使用していただくよう、購入者の利用状況等を調査し、必要なフォローアップを行うなど生ごみ処理機の使用促進に努めます。

なお、大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進めます。

<自治会における生ごみ処理機100台普及運動>

鎌倉ハイランド自治会では、自治会組織が中心となり、非電動型生ごみ処理機「キエーロ」20台を共同購入して3か月間使用実験を行いました。その後100世帯への普及を目標とした結果、5か月後に100台を達成しました。成功のポイントは、次のとおりです。

- ★年度内に100台という明確な目標を掲げたこと。
- ★毎月、自治会便りに普及実績やごみ削減ワンポイントアドバイスを掲載し、3か月ごとに評価会議とワークショップを実施することで情報と意識を共有したこと。
- ★自治会組織を巻き込んで一斉に取り組んだこと。
- ★市への申請代行や、問題があった場合の相談体制など、会員の利便性を図ったこと。
- ★地域の皆で取り組むことで、話題となり楽しく取り組むことができたこと。

(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進

多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導を図るとともに、事業所から排出される生ごみの資源化を促進するための制度を検討します。

また、県内に活用できる登録再生利用事業者が少ないことが近隣市町においても共通の課題となっていることから、県外施設の利用も視野に入れて情報収集を行うとと

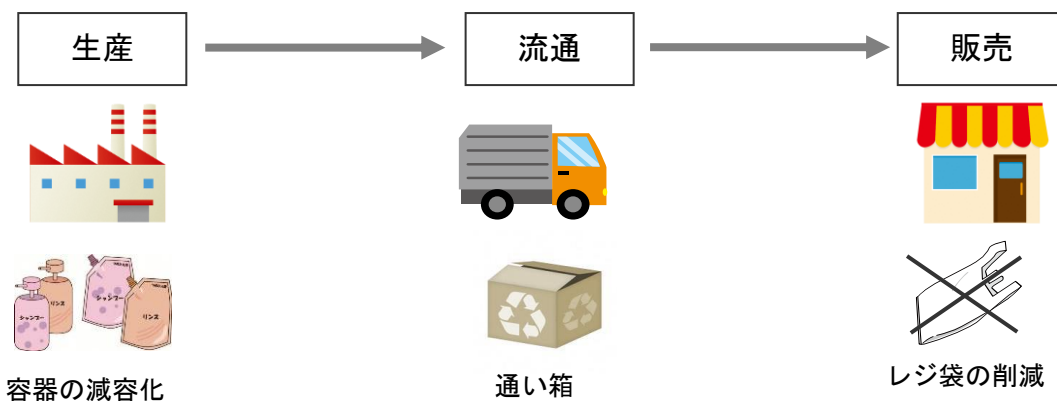
もにごみ処理広域化の連携の中で、対応策について検討します。

事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とするとともに、公共施設等への大型生ごみ処理機の導入を推進します。

(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進します。例えば、工場における容器包装の減容化、流通工程における通い箱の使用、販売工程におけるレジ袋の一層の削減、量り売りなどを促進します。また、省資源化、耐久性の向上、リサイクルが簡単な製品の設計等といった取組を通じて、ごみを減らし、資源の利用を極力少なくするよう事業者働きかけます。また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化や事業者の発生抑制等を促進するような制度づくりについて、引き続き、国や県に要望します。

図2-8 生産、流通、販売工程における使い捨て物品等の削減



(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要です。事業系ごみ処理手数料については、令和元年（2019年）7月に国が示した「食品リサイクル法に基づく基本方針」により再生利用促進のための措置として、処理に係る原価相当の料金を徴収することが位置付けられたことから、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系燃やすごみ及び植木剪定材の処理手数料を見直します。

なお、家庭系ごみについては、引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続します。

施策1-3 リユース（再使用）の推進

リデュース（発生抑制）とともに、3Rの中で優先順位の高いリユース（再使用）の取組を促進するため、社会全体で「ものを大切に使う」意識を高めていく必要があります。

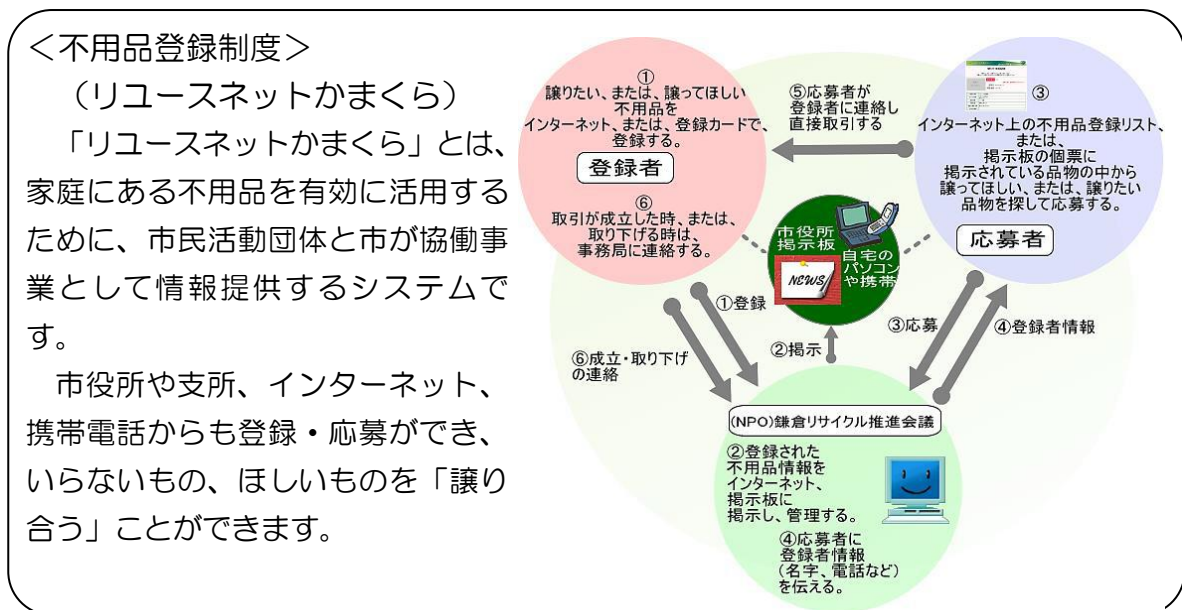
家庭における不用品を登録し、市民同士で交換する不用品登録制度（リユースネット）など、リユースに関する施策を拡充します。

また、バザーやリサイクルショップなど、すでに地域や民間事業者、各種団体が主体的に取り組んでいる活動が円滑に継続できるよう、情報提供などの必要な支援を行います。

【主な取組】

(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行います。その他使い捨てプラスチックの削減を図るため、イベントにおけるリユース食器の利用に対する補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指します。また、書籍等について市民からの寄附事業を推進します。



(2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション、フリーマーケットアプリなど、地域や民間事業者、各種団体が主体となるリユースの活動が拡大しています。より多くの市民が気軽にリユースに取り組めるよう情報提供等を積極的に行います。

施策1-4 リサイクル（再生利用）の推進

2R（リデュース、リユース）の取組を行ってもなお排出されるものについては、資源として有効利用していくために、リサイクルを進めていきます。

本計画において資源化の対象となっている家庭系生ごみについては、新たな資源化品目として施設整備を図って処理します。また、紙おむつについては、最適な資源化手法を検討し資源化を図ります。

事業系生ごみについては、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への搬出を誘導するとともに、燃やすごみについて最新の資源化技術を踏まえて民間施設での資源化を図ります。

本市の事業系燃やすごみには約24%の資源物・産業廃棄物、家庭系には約21%の資源物が混入しているため、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

店舗におけるリサイクルの推進としては、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパー等における資源物の店頭回収を促進します。

【主な取組】

(1) 家庭系生ごみの資源化

生ごみの資源化については、平成29年度（2017年度）から施設整備に向けて検討を行っており、引き続き、好気性の微生物を活用した生ごみ資源化の処理体制を構築するため、最適な施設整備の方法及び収集方法の検討を行います。

施設建設に当たり、周辺住民に対する説明会や広域実施計画のパブリックコメント等で課題として挙げられている臭気対策や収集車両の影響等については、先進事例を十分研究して万全な対策を講じるとともに、具体的な数値等根拠を示しながら住民に分かりやすく説明し、理解を得て進めます。また、地域貢献型の施設とするための検討を行います。

(2) 紙おむつの資源化

紙おむつの排出量は、燃やすごみの組成調査の結果、本市において家庭系ごみの約7%、事業系ごみの約9.5%を占めています。国においても資源化の推進を図っており、今後、環境省の紙おむつ資源化ガイドライン、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて資源化処理体制を構築し、最適な施設整備方法等について検討を行います。

(3) 事業系ごみの最適な資源化

事業系生ごみの資源化については、県内の登録再生利用事業者の受け入れ体制を確認し、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して情報提供するとともに、

収集運搬ルート確保等について要請します。

また、昨今の資源化技術の発展を踏まえ、混合ごみのまま処理が可能な手法について、処理の確実性や環境負荷の軽減、費用対効果等を踏まえて具体的な選定手続を行い、事業者への処理委託を進めます。

(4) ごみと資源物の分別徹底

市民や事業者にごみと資源物の分別を徹底していただきながら、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図ります。

(5) 店舗等の店頭回収の促進

リサイクルを促進するために、拡大生産者責任の考え方に基づき、スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進します。引き続き、スーパー等事業者への要請を行うとともに、市民に対して説明会やごみ減量通信等において周知を図ります。



ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策2-1 市民に対する働きかけ

ごみに対して関心が高い市民は非常に多く、その高い意識を継続していただけるよう、分かりやすく3Rの意義を解説し、だれもが実践しやすい3Rの方法を周知していくことが重要です。また、若年世代や転入者、単身世帯など比較のごみに関心が低いとされる層に対しても、情報が行きわたるように情報ツールなどの工夫を行います。

また、循環型社会の形成のため、次世代を担う人材育成として、引き続き、環境教育の充実を図ります。地域における3Rの活動については、さらに主体的な活動が充実し、地域で自立した活動ができるよう支援、育成を図ります。

【主な取組】

(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発

大量消費・大量廃棄から、資源をできる限り消費せず、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換を促し、海洋汚染など環境負荷の低減を図るため、使い捨てプラスチックの削減に向けて、マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用するなど、啓発を引き続き行います。また、商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェア（共同所有）などの新しい価値観は、経費の節約だけではなく、3Rにつながることを情報発信します。

(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

市民に対して、分別区分やごみの発生量等の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組方法、効果などを積極的に情報提供します。幅広い世代に分かりやすくキャラクターを使用するなど、興味関心を引く効果的な情報提供を行います。



かまくら3R推進キャラクター

(3) 多様なツールによる情報発信

従来の広報やごみ減量通信といった紙媒体、ごみダイエット展、説明会等は情報発信の手段として重要と考えられます。一方で、若年世代や転入者、単身世帯など比較的小さいごみに関心が低いとされる層への周知を図る必要があります。インターネットの浸透やスマートフォンの普及、Facebook や LINE などの SNS の普及を踏まえるとともに、不特定多数の人に PR できるような多様なツールによる発信により、誰もが 3 R に関する情報に触れられる環境をつくります。

(4) 学校等における環境教育等の推進

3 R の取組の実践やライフスタイルへの定着を図るには、ごみの減量やリサイクルについて幼少期から知識や体験によって学ぶことが効果的と考えます。また、命の大切さや食物への感謝の気持ちを養うなど、環境教育、食育を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を子供たちに促すことにより、家庭や地域へ波及することが期待できます。引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図ります。

(5) 地域での環境学習や 3 R の取組支援

自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会、修理修繕教室や衣類のリフォームなどを学習する機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する 3 R 推進事業奨励金交付制度など地域に根差した 3 R の取組に対する支援を行います。

(6) 不適正な排出に対する指導

家庭系ごみの有料化により燃やすごみの中の資源ごみの割合が一時減少したものの、平成 30 年度（2018 年度）は増加傾向にあることから、資源物混入率が高い地区、周知が行き届いていない地区、ワンルームなどの共同住宅、転入者を中心に分別の周知等を行います。また、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

施策2-2 事業者に対する働きかけ

事業系ごみについては排出事業者が収集運搬業者や処理業者と契約しており、細かな分別区分は排出事業者の契約先ごとに異なっています。市では分別の概要を周知してきましたが、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供を行います。

【主な取組】

(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

事業系ごみは、業種や業態、規模などによって排出実態が多岐にわたり、ごみの減量・資源化についての具体的な取組方法の事例が少ないことや、市外在住者を含む従業員への周知も課題となっています。各業種における3Rの具体的な取組事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行います。

(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

市では、現在、今泉クリーンセンターにおける展開検査によって、排出事業者及び収集運搬業者に対する適正排出の指導を行っていますが、依然として20%以上の資源物や産業廃棄物が混入しています。今後も、検査による指導を継続するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防ぎます。特に多量排出事業所に対しては、減量化及び資源化計画書の提出等により、指導を徹底します。

<検査機による展開検査>

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年(2013年)1月からごみ投入検査機を設置し、搬入された事業系ごみの展開検査を強化しています。





基本
方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策3 適正かつ持続可能なごみ処理の推進

3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理経費による費用負担を軽減し、安全で安定した持続可能な処理体制の確立を目指します。

【主な取組】

(1) ごみの適正処理の推進

3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図ります。

(2) 処理における環境負荷の低減

ごみ処理及び資源化における環境負荷を低減するため、効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施します。

(3) 処理経費の削減に向けた検討

ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在の処理経費を踏まえ、収集運搬、中間処理、最終処分方法について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減します。

(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行います。また、土地所有者には不法投棄の未然防止に努めるよう協力を求めています。

クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努めます。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応します。



市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策4-1 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、高齢者や障害者等に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究します。

(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集については、市民アンケート調査において戸別収集モデル地区で81.8%が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が示されており、引き続き、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い市民理解が得られるよう検討します。

特に、戸別収集の実施の検討に当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集しています。これまで、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等にしていましたが、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。

(2) 分別しやすい排出方法の検討

現在の家庭系ごみは、5分別21品目あり、分別が困難な方もいることから、より一層分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討します。

施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所は、個々に収集運搬業者と契約すると効率が悪く、経費が高くなる等の理由で、地域のクリーンステーションに排出しているという現状があります。市では、こうした小規模事業所が、排出者責任に基づき事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討します。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組を積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やします。

(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

小規模事業所を対象とした処理体制については、事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討します。

(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート

環境経営の取組を考えている市内事業者が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組むシステム「かまくらエコアクション21」については、導入に向けた事業者へのサポートを行います。



市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組の推進

3Rを進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体など、様々な主体との連携の強化を進め、各主体が自立した取組を展開し、複数の主体が協働して取組を発展できるような体制の整備を行います。

(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けて取り組みます。

(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出しており、市民や事業者と市との掛け橋を担っているため、3Rを進める地域のリーダーとして行動します。

また、市は、主体的に3Rに取り組む関係団体と情報交換を行い、3Rの取組が発展していくよう検討します。

(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知

ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組状況等に関する情報発信を積極的に行います。

(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3Rに取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、SNSやメディア等を通じて情報発信を行います。また、多言語の表記を行うなど、外国人旅行者にも分かりやすい表記をします。

施策5-2 事業所としての市の取組

市は、事業所の一つとして率先して3Rに取り組みます。取組に当たっては、市で定めた環境方針に基づき、ごみの減量・資源化やグリーン購入の他、職場内の教育や啓発を行い、職員一人ひとりの取組を促進します。

(1) 市施設における3Rの取組

本市が率先して環境に配慮した取組を実践するため、ミックスペーパー、プラスチック類、生ごみなどの資源化を推進し、ごみの減量に努めます。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組を進めます。

(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品など長く使用できるものを選択するよう推進します。



将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

施策6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

本市は、本計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、生ごみと紙おむつの資源化を促進するとともに、事業系ごみの登録再生利用事業者への誘導や燃やすごみの全量資源化を図ることで、できる限り燃やすごみの削減を行い、ゼロ・ウェイストの実現を目指します。

名越クリーンセンターでの焼却を停止する令和7年度（2025年度）以降に排出される燃やすごみは、広域実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設で処理を行います。新たな資源化を進めることにより、将来的には逗子市焼却施設で全量処理しますが、資源化を進めている間は、逗子市焼却施設とともに民間事業者等も活用して確実に処理を行います。

将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

さらに、焼却処理以外のその他の処理施設についても処理方法のあり方の検討を進めます。

(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築

広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進めます。連携体制としては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を事務運営に係る連絡会議として充実させ、事務の委託に係る執行状況を相互にチェックする体制を整備します。

逗子市焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、今後、焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域化ブロックの見直しや県内の他市町村との連携について、神奈川県等との協議を進めます。

(2) バックアップ体制の構築

民間施設を活用した処理体制の構築に係るサウンディング調査を実施し、長期にわたる安定的なごみ処理を担保するためのバックアップの考え方や連携体制等について

ヒアリングを行い、民間事業者のノウハウや新たなごみ処理技術について情報収集を行いました。

今後、将来にわたり安定的なごみ処理体制が図れるよう、施設に故障が生じた場合など不測の事態に備え、県内他市町村との連携のほか、民間事業者とバックアップ協定を締結し、安定的な処理体制を構築します。

*サウンディング調査は、民間事業者との対話（意見交換）を通じて事業者が参加しやすい条件や事業に対するアイデアを把握する調査

(3) 災害時の協力支援体制

災害発生に備え、廃棄物処理を行う民間事業者等と災害支援協定等を締結し、処理体制を構築します。

災害発生時には、鎌倉市災害廃棄物処理計画に基づき、被害状況に応じて、国や県、関係団体等と連携し、災害廃棄物処理を行います。

被害が甚大で広域に及ぶ場合には、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用します。

(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設など、本市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討します。

第6節 ごみの発生量及び処理量の将来推計

1. 人口推計

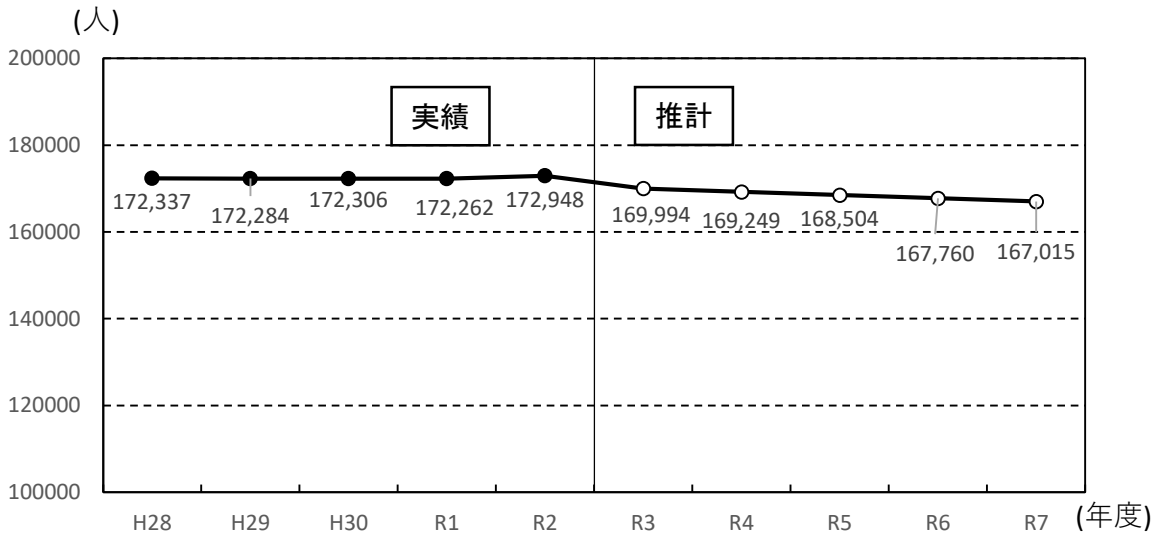
将来人口推計については、次のとおりです。

表2-8 人口推計 (単位:人)

年度		推計人口
実績	平成28年度(2016年度)	172,337
	平成29年度(2017年度)	172,284
	平成30年度(2018年度)	172,306
	令和元年度(2019年度)	172,262
	令和2年度(2020年度)	172,948
推計	令和3年度(2021年度)	169,994
	令和4年度(2022年度)	169,249
	令和5年度(2023年度)	168,504
	令和6年度(2024年度)	167,760
	令和7年度(2025年度)	167,015

資料「第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画 資料編」実績は1月1日現在

図2-9 人口推計



2. ごみの発生量及び処理量の推計

(1) ごみの発生量の推計

平成29年度（2017年度）の発生原単位の実績をベースに、人口推計に基づいて算出した将来のごみの発生量の推計は次のとおりです。

表2-9【減量・資源化の施策を推進しなかった場合】ごみの発生量の推計(単位:t)

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	
	資源物		20,213	20,123	20,038	19,950	19,858
家庭系	飲食用カン・ビン	1,918	1,909	1,902	1,893	1,885	
	ペットボトル	504	502	500	498	495	
	容器包装プラスチック	2,439	2,428	2,418	2,407	2,396	
	植木剪定材	5,218	5,195	5,172	5,149	5,126	
	新聞、雑誌・古本・ボール紙、 段ボール	6,584	6,555	6,527	6,498	6,469	
	ミックスペーパー、紙パック	2,232	2,222	2,212	2,203	2,192	
	布類	1,028	1,024	1,019	1,015	1,010	
	使用済み食用油	46	46	46	46	46	
	製品プラスチック	154	153	153	152	151	
	可燃残さ	90	89	89	89	88	
ごみ		22,592	22,494	22,395	22,296	22,197	
家庭系	燃やすごみ	19,310	19,225	19,141	19,056	18,971	
	燃えないごみ	1,002	998	994	989	985	
	危険・有害ごみ	48	48	48	48	48	
	粗大ごみ、臨時ごみ	2,232	2,223	2,212	2,203	2,193	
家庭系ごみ合計		42,805	42,617	42,433	42,246	42,055	
事業系	資源物		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
	植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
	ごみ		10,065	10,065	10,065	10,065	10,065
	燃やすごみ		9,507	9,507	9,507	9,507	9,507
	持込みごみ		558	558	558	558	558
	事業系ごみ合計		16,079	16,079	16,079	16,079	16,079
	総計		58,884	58,696	58,512	58,325	58,134
(うち焼却量)		29,375	29,290	29,206	29,121	29,036	

(2) ごみの減量・資源化の考え方

表2-10 【減量・資源化策を実施後】ごみの焼却量の減量 (単位:t)

家庭系	項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	総計
		生ごみの資源化		0	0	0	988	0
	紙おむつの資源化		0	0	0	0	1,512	1,512
	紙類等の分別徹底		483	190	93	92	91	949
事業系	項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	総計
	生ごみの資源化促進		1,131	453	226	226	217	2,253
	紙おむつの資源化		0	0	0	0	762	762
	紙類の分別徹底		197	78	39	40	39	393
	生ごみ等以外の資源化		0	0	0	0	6,657	6,657
総計			1,811	721	358	1,346	9,278	13,514

*数値は、前年度と比較した単年度ごとの削減量を示しています。令和7年度(2025年度)「生ごみの資源化」が0となっているのは、前年度と同様の削減量であるためです。令和3年度(2021年度)については、令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)2か年の削減量を示しています。

表2-11 【減量・資源化策を実施後】ごみの減量・資源化の考え方

家庭系	燃やすごみ	
	生ごみの資源化	<p>手 法：好気性の微生物を活用した資源化施設を整備 令和6年度(2024年度)から日量5トン未満の小規模施設を稼働 令和10年度(2028年度)に施設を拡大して市域全体を対象 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を3.8t/日×260日=988tと推計</p>
	紙おむつの資源化	<p>手 法：令和7年度(2025年度)から市が施設を整備して処理又は民間事業者への委託処理のいずれかの方法で資源化 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を組成率10%から算出する紙おむつに対し、協力率80%にあたる1,512tと推計</p>
	紙類、プラスチック等の分別徹底	<p>手 法：紙類及びプラスチック等の資源物混入率が高い地区やワンルームなどの共同住宅を中心に分別の周知・啓発を実施 平成29年度(2017年度)から行っている内容物調査により、分別徹底の訪問指導等を継続して実施 削減量：令和3年度(2021年度)の削減量を家庭系ごみ量の2.5%に当たる483tと推計 令和7年度(2025年度)には、家庭系ごみ量の5%に当たる949tと推計</p>
事業系	燃やすごみ	
	生ごみの資源化促進	<p>手 法：県内及び近隣の登録再生利用事業者の受け入れ体制を確認し、排出事業者及び許可業者に対して情報提供を行い、搬入ルートの確保等を要請 食品リサイクル法の基本方針に基づき事業系ごみ処理手数料の見直しを実施 削減量：令和3年度(2021年度)は組成率45%から算出する厨芥類に対し、協力率25%にあたる1,131tが登録再生利用事業者へ排出されると推計 令和7年度(2025年度)には、協力率50%にあたる2,253tが登録再生利用事業者へ排出されると推計</p>
	紙おむつの資源化	<p>手 法：令和7年度(2025年度)から家庭系と同様に市が施設を整備して処理又は民間事業者への委託処理のいずれかの方法で資源化 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を組成率9.5%から算出する紙おむつに対し、協力率80%にあたる762tと推計</p>
	紙類の分別徹底	<p>手 法：事業者から排出される燃やすごみの中に混入している紙類等のさらなる分別徹底を図るため、事業系の専門チームによる訪問指導等を実施 削減量：令和3年度(2021年度)は組成率7.8%から算出する紙類に対し、協力率25%にあたる197tと推計 令和7年度(2025年度)には、協力率50%にあたる393tと推計</p>
	生ごみ等以外の資源化	<p>手 法：生ごみの資源化促進及び紙おむつの資源化等の施策を推進したうえで排出される混合ごみを処理可能な民間事業者で資源化処理 資源化量：令和7年度(2025年度)の資源化量を燃やすごみとして排出される6,657tと推計</p>

(3) ごみの処理量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の処理量の推計は次のとおりです。

表2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推計

(単位:t)

項目	年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
	家庭系					
資源物		20,696	20,796	20,804	21,796	23,307
飲食用カン・ビン		1,918	1,909	1,902	1,893	1,885
ペットボトル		504	502	500	498	495
容器包装プラスチック		2,439	2,428	2,418	2,407	2,396
植木剪定材		5,218	5,195	5,172	5,149	5,126
新聞、雑誌・ボール紙、段ボール		6,584	6,555	6,527	6,498	6,469
ミックスペーパー、紙パック		2,315	2,400	2,437	2,476	2,511
布類		1,028	1,024	1,019	1,015	1,010
使用済み食用油		46	46	46	46	46
製品プラスチック		497	591	637	681	725
皮革製品等		57	57	57	56	56
紙おむつ		0	0	0	0	1,512
生ごみ		0	0	0	988	988
可燃残さ		90	89	89	89	88
ごみ		22,109	21,821	21,629	20,450	18,748
燃やすごみ		18,827	18,852	18,375	17,210	15,522
燃えないごみ		1,002	998	994	989	985
危険・有害ごみ		48	48	48	48	48
粗大ごみ、持込みごみ		2,232	2,223	2,212	2,203	2,193
家庭系ごみ合計		42,805	42,617	42,433	42,246	42,055
事業系						
資源物		6,014	6,014	6,014	6,014	13,433
植木剪定材		6,014	6,014	6,014	6,014	6,014
おむつ資源化		0	0	0	0	762
生ごみ以外の資源化		0	0	0	0	6,657
ごみ		8,737	8,206	7,941	7,675	0
燃やすごみ		8,179	7,648	7,383	7,117	0
持込みごみ発生量		558	558	558	558	0
持込みごみ		221	221	221	221	0
市関連施設・清掃ごみ		337	337	337	337	0
事業系ごみ合計		14,751	14,220	13,955	13,689	13,433
総計		57,556	56,837	56,388	55,935	55,488
(うち焼却量)		27,564	26,758	26,316	24,885	15,522

表の見方

表の見方としては、表2-9の各年度の燃やすごみの発生量から表2-10に示す各年度の数値を累計した数値を差し引いて、表2-12 減量資源化策実施後の各年度のごみ処理量を算出しています。

例えば、表2-9の令和5年度(2023年度)の家庭系ごみの発生量は22,395 tで、2-10の資源化量(令和3年度(2021年度)の家庭系紙類等分別徹底483 t、同令和4年度(2022年度)190 t、同令和5年度(2023年度)93 t、合計766 t)を差し引くと表2-12 令和5年度(2023年度)の家庭系ごみ処理量21,629 tとなります。

資源物については、表2-9 令和5年度(2023年度)資源物の処理量20,038 tに令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの資源化量766 tを加えると表2-12 令和5年度(2023年度)資源物の処理量20,804 tとなります。

3. 収集運搬量の推計

令和7年度（2025年度）末までの収集運搬量（減量・資源化対策の施策を推進した場合）の推計は、「表2-12 【減量・資源化策を実施後】ごみの処理量の推計」と同じ量を見込んでいます。

4. 焼却量の推計

新たな減量・資源化策を実施した後の令和7年度（2025年度）末までの焼却処理量の推計は、次のとおりです。

本計画では、令和3年度（2021年度）以降のごみ焼却量の推計に当たり、平成29年度（2017年度）実績焼却量である30,852tをベースに各年度のごみ焼却量を見込んでいます。

表2-13 【減量・資源化策を実施後】焼却処理量の推計 (単位:t)

項目 \ 年度	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
家庭系ごみ	18,827	18,552	18,375	17,210	15,522
燃やすごみ	17,865	17,593	17,417	16,259	14,577
燃えないごみ残渣	24	24	24	24	23
粗大ごみ、 臨時ごみ(可燃)	938	935	934	927	922
事業系ごみ	8,737	8,206	7,941	7,675	0
燃やすごみ	8,179	7,648	7,383	7,117	0
持込みごみ	221	221	221	221	0
市関連施設・清掃ごみ	337	337	337	337	0
合計	27,564	26,758	26,316	24,885	15,522

5. ごみ焼却に伴う環境負荷（温室効果ガス排出量）の推計

令和7年度（2025年度）の温室効果ガス排出量の推計は、次のとおりです。

$$6,028 \text{ t-CO}_2 = \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{*}1) \times (1 - \textcircled{2}0.4541 (\textcircled{*}2)) \times \textcircled{3}0.2144 (\textcircled{*}3) \times 2.77 \\ + \textcircled{1}15,522 \text{ t} (\textcircled{*}1) \times 0.028 \times 2.29$$

※1 令和7年度（2025年度）焼却量

※2 令和2年度（2020年度）ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）水分量

※3 令和2年度（2020年度）ごみ質検査結果（名越クリーンセンター第1回、第2回平均）合成樹脂類比率

推計の計算式：

第2次一般廃棄物処理基本計画においては、資源化处理や市外における処理に伴う排出量も算出したが、作業量が多く、指標として年次把握することが困難であるため、本計画においては環境省が策定したマニュアルに準じて簡易的に算出

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (t-CO}_2) = \textcircled{1} \text{焼却処理量 (t)} \times (1 - \textcircled{2} \text{水分率}) \times \textcircled{3} \text{プラスチック類比率} \times 2.77 \\ \text{(廃プラスチックの焼却に伴う排出)} \\ + \textcircled{1} \text{焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率 (0.028)} \times 2.29 \\ \text{(合成繊維の焼却に伴う排出)}$$

*計算式：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）（平成29年（2017年）3月 環境省）

第7節 ごみの発生抑制、再使用、再生利用、焼却量、環境負荷の目標

1. 3R指標（数値目標）

循環型社会の構築を目指し3Rの推進に積極的に取り組む中、その成果や進捗状況を確認し、さらに効率的、効果的な事業の推進を図るために、次のとおり3Rの指標を定めています。

令和7年度（2025年度）末までの目標値は、次のとおりです。

表2-14 3R指標

3R指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 平成26年度比 (2014年度比)
ごみの排出量 (-)	66,922 t	58,123t	55,488t *1 (約17%削減)
資源化率 (+)	48.2%	52.1%	53.7% *2
焼却量 (-)	37,284 t	29,993 t	15,522 t (約58%削減)
うち家庭系	25,823 t	20,204 t	15,522 t
うち事業系	11,461 t	9,789 t	0 t

*1 令和7年度（2025年度）の目標値は、平成29年度（2017年度）の実績値による発生原単位を基に推計しているため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について加味していません。今後、影響について留意をしながら、必要に応じて見直しを行います。

*2 紙おむつ及び事業系資源物（混合ごみ）については、現在、資源化手法を検討中であるため、目標値の推計に加味していません。今後、確定した時点で目標値の見直しを行います。

2. ごみ焼却に伴う環境負荷の指標（数値目標）

地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの排出量を削減するため、焼却処理による温室効果ガス排出量を環境負荷の指標として定めています。

令和7年度（2025年度）末の目標値は、次のとおりです。

表2-15 環境負荷の指標

環境負荷の指標 (目指す方向)	基準年値 平成26年度 (2014年度)	実績値 令和元年度 (2019年度)	令和7年度 (2025年度)目標値 平成26年度比 (2014年度比)
温室効果ガス排出量 (-)(二酸化炭素換算)	15,799 t-CO ₂	11,911t-CO ₂ (約24.6%削減)	6,028 t-CO ₂ (約62%削減)

実績値及び目標値の推計計算式：

$$\begin{aligned} \text{CO}_2\text{排出量 (t-CO}_2\text{)} = & \text{①焼却処理量 (t)} \times (1 - \text{②水分率}) \times \text{③プラスチック類比率} \times 2.77 \\ & \text{(廃プラスチックの焼却に伴う排出)} \\ & + \text{①焼却処理量 (t)} \times \text{全国平均合成繊維比率(0.028)} \times 2.29 \\ & \text{(合成繊維の焼却に伴う排出)} \end{aligned}$$

*計算式：温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン (Ver1.0) (平成29年(2017年)3月 環境省)

3. その他の指標（モニター指標）

新たに「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「家庭系燃やすごみ中の資源物の割合」、「事業系燃やすごみ中の資源物の割合」、「年間1人当たりごみ処理経費」を指標として、経過を把握し、計画の進捗状況を確認します。

表2-16 その他の指標

モニター指標 (目指す方向)	基準年値	指標で測るもの
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(一)※1	783.8 g/人・日 平成26年度 (2014年度)	2R(リデュース、リユース)の推進状況
家庭系燃やすごみ中の資源物の割合(一)	12.76% 平成27年度 (2015年度)	家庭系ごみの分別排出の状況
事業系燃やすごみ中の資源物・産業廃棄物の割合(一)	24.05% 平成27年度 (2015年度)	事業系ごみの分別排出の状況
年間1人当たり経費(一)※2	20,538 円/人 平成26年度 (2014年度)	費用対効果

※1 人口は国勢調査を基礎として推計

※2 経費は、「神奈川県一般廃棄物事業の概要」から計上

第8節 これからのごみ処理体制

1. 分別区分及び収集方法

本市では、環境負荷の少ない「循環型社会」を形成するため、ゼロ・ウェイストを目指してさらなるごみの減量・資源化の推進を図っていることから、引き続き、ごみの減量を市民・事業者との協働により推進するとともに、焼却量の削減に寄与する分別収集及びリサイクルを継続していくことが重要です。

生ごみ及び紙おむつは、資源化を図るため、市民に新たな分別の協力をお願いすることになります。特に生ごみの分別が困難な方については、柔軟な対応を図るとともに、分別ルールについて、区域ごとに分かりやすく丁寧に説明します。なお、紙おむつは、燃やすごみに区分していますが、家庭系ごみ有料化の適用除外品目であるため、有料袋を使用せずに排出されています。

生ごみの収集方法については、戸別収集及びクリーンステーション収集を想定していますが、今後、先進都市の状況を踏まえて決定していきます。なお、紙おむつについては、現状通り、クリーンステーション収集とします。

今後、リサイクル処理技術の進歩も期待されることから、既存の分別収集及びリサイクル方法については、必要に応じて柔軟な見直しを図ります。

2. 収集・運搬計画

(1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民生活に直結するものであり、市民の快適で衛生的な生活を確保し、適正なごみ処理を行うためには必要不可欠なものです。

(2) 家庭系ごみ

平成26年度（2014年度）までは、名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの二つの収集区域に分けていましたが、平成26年度（2014年度）末に今泉クリーンセンターでの焼却を停止したため、現在は名越クリーンセンターで市全域の燃やすごみを焼却しています。

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に寄与するものと考えられます。また、排出状況の悪いクリーンステーションなどがなくなることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集については、市民アンケート調査において戸別収集モデル地区で81.8%が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が

示されており、引き続き、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い、市民理解が得られるよう検討します。

特に、戸別収集の実施の検討に当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集しています。これまで、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等にしていましたが、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。

排出方法や収集回数については、効率的な収集体制の見直しを行い、可能な限り処理経費の削減に努めます。

なお、収集は、ごみ・資源物ともに直営及び委託で実施します。

(3) 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者自らの責任において適正に処理することを基本とし、その収集運搬は一般廃棄物収集運搬業許可業者によるものとしています。

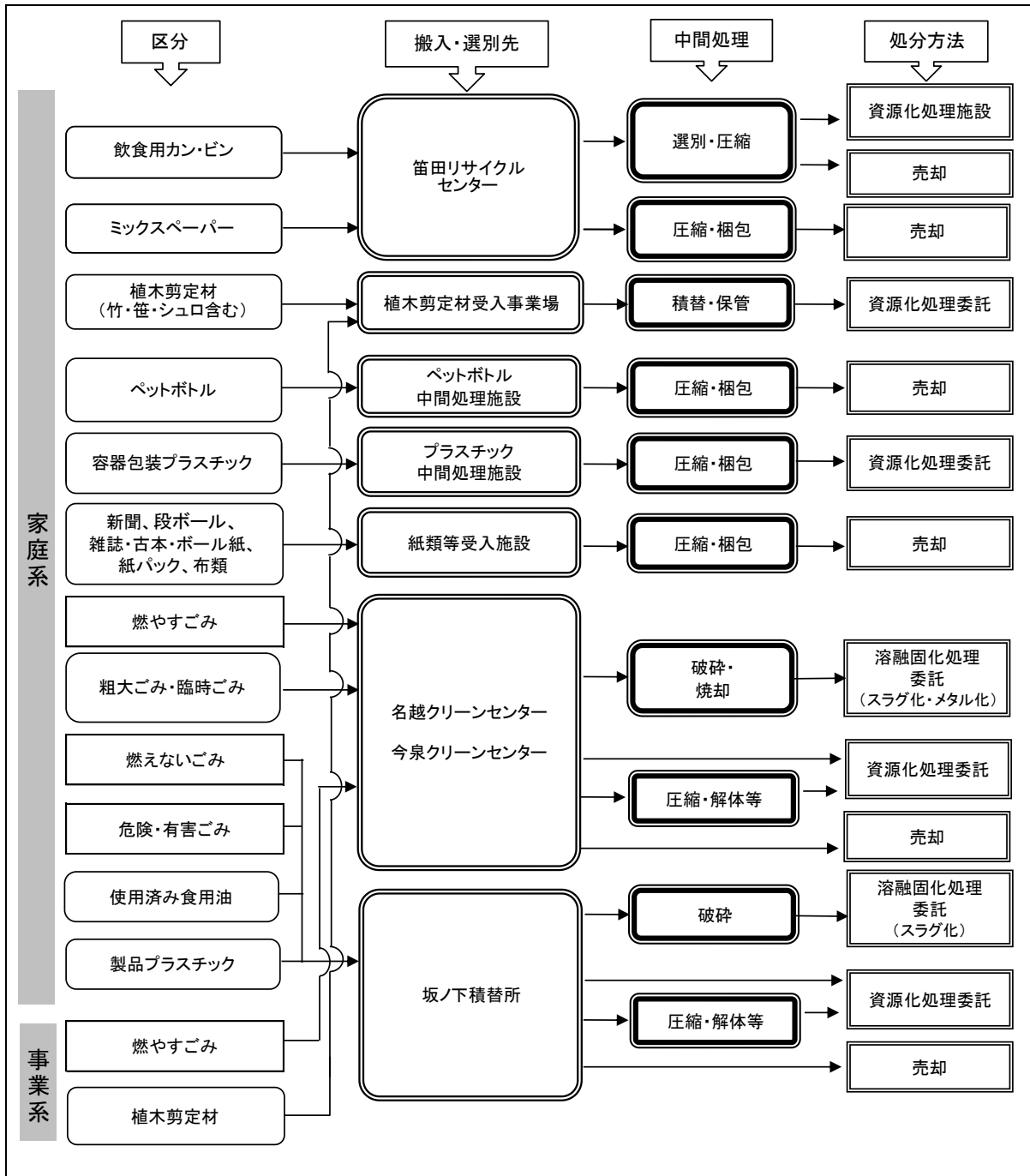
小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な適正処理体制を検討します。

焼却量の削減には、事業系生ごみを資源化することが有効な手段です。引き続き、大規模な生ごみ排出事業者には、大型生ごみ処理機の導入や登録再生利用事業者への搬入等による焼却量削減の協力を要請していきます。

3. 中間処理の方法

分別区分ごとの中間処理及び処分の方法は、次のとおりです。

図2-10 分別区分ごとの中間処理及び処分の方法



区分凡例：
 …資源物
 …ごみ

※軽車両の収集地区の搬入場所は異なる場合があります。

4. 焼却残さの処分計画


本市の焼却残さは全量を民間事業者へ委託し、溶融固化処理しており、最終処分場への埋め立ては行っていません。溶融固化処理は、ゼロ・ウェイストを目指す本市のごみ処理方針に合致しています。焼却残さの処理については、引き続き、溶融固化処理をはじめとし、技術の進歩や社会情勢の変化等に応じた処理方式を検討して実施します。

5. 在宅医療廃棄物の処理方法

在宅医療廃棄物の処理方法は、次のとおりです。「在宅医療廃棄物適正ガイドライン（平成20年（2008年）2月）」、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き（平成20年（2008年）3月）」を参考に鎌倉市医師会等からの助言により整理しました。

(1) 市が収集する在宅医療廃棄物（非鋭利なもの）

表2-17 市が収集する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
バッグ類	蓄尿バッグ	<p>「燃やすごみ」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中身等はトイレに捨てるなど空にする。 ・ ごみ袋に入れる前に、新聞紙やポリ袋で梱包する。 ・  がついているものも衛生的に処理をするため、「燃やすごみ」として排出する。
	ストーマ装具	
	点滴バッグ	
	CAPD用廃液バッグ	
	輸液バッグ	
ライン類	点滴ライン	
	CAPD用チューブ	
	CAPD用輸液ライン	
カテーテル類	ぼうこう留置カテーテル	
	自己導入カテーテル	
	口腔・気管内吸引チューブ	
布・紙類 (血液等付着含)	ガーゼ・脱脂綿類	
	使い捨て手袋	
	紙おむつ	
カン・ビン類	飲み薬用のビン	
	飲み薬以外のビン	「燃えないごみ」
	経管栄養剤のカン	

(2) 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物（鋭利なもの、鋭利だが安全な仕組みを持つもの）

表2-18 医療機関等に返却する在宅医療廃棄物

区分	廃棄物の種類	排出方法
注射針	医師等が処置をした注射針	<p>「医療機関に返却」 「医師が持ち帰る」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関に返却するときは、針はカン・ビン等堅固な容器に入れて返却する。
	点滴セットの針	
	翼状針	
	インスリン用注射針	
	ペン型注射針	
	穿刺針（血糖値測定用）	
	連結管の針	
	ペン型自己注射カートリッジ	
医師が処置した注射器		

6. 災害廃棄物処理

大規模な震災や水害等が発生した場合には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、道路の通行不能等によって、平常時と同じ処理体制では、災害廃棄物への対応は困難であると想定されます。

そこで東日本大震災を踏まえた「鎌倉市地域防災計画（平成25年（2013年）2月改定のち平成26年（2014年）3月修正）」及び「災害廃棄物対策指針（平成26年（2014年）3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」に基づいて平成30年（2018年）3月に「鎌倉市災害廃棄物処理計画」の見直しを行いました。今後、関係機関とバックアップ協定の締結など災害発生時に迅速かつ的確な対応を行える体制を構築します。

第9節 ごみ処理施設の整備

1. 基本的な考え方

本市は、平成27年（2015年）3月まで名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの各焼却施設で燃やすごみの焼却を行ってきました。

稼動から約40年が経過した今泉クリーンセンターは、平成27年（2015年）3月にごみの焼却を停止しました。また、名越クリーンセンターは、基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行いました。稼動からすでに約40年が経過し、施設全体の老朽化の課題を抱えており、令和6年度（2024年度）末で焼却を停止します。

このような状況の下で、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続していくため、ごみの減量・資源化によって焼却量の削減に努め、令和7年度（2025年度）以降は、広域実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設を中心に処理を行います。

逗子市の焼却施設停止後の将来の広域のあり方については、今後、焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組みだけで新たな焼却施設を建設するのではなく、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域化ブロックの見直しや県内の他市町村との連携について、神奈川県等との協議を進めます。

家庭系生ごみについては、市内に好気性の微生物を活用した新たな施設を整備します。

紙おむつについては、市内に施設を整備するか、あるいは民間事業者へ処理委託をするか、本市にとって最適な資源化手法の検討を進めます。また、名越クリーンセンターの焼却停止後、燃やすごみについて広域連携を中心に処理を図るため、処理施設まで効率的にごみを運搬するための中継施設の整備が必須となることから最適な整備手法等の検討を進めます。

なお、本計画の計画期間内は、ごみ焼却施設が名越クリーンセンターのみとなるため、リスク管理に努めながら、施設の適正管理を行う必要があります。災害時や緊急事態等における処理について、2市1町の広域連携の中で協議するとともに他の市町村との連携や民間活用による処理について検討を進めます。

2. ごみ処理施設の整備計画

ごみ処理施設は、燃やすごみを焼却する「焼却施設」、資源物を処理する「資源化施設」、「その他の施設」に大別できます。

本市のごみの分別等から、ごみ処理に必要となる施設は、次のとおりです。

(1) 焼却施設

平成28年（2016年）の本計画策定時は、令和6年度（2024年度）末に名越クリーンセンターの焼却を停止した後、新たにごみ焼却施設を建設し処理する計画でした。

しかし、施設候補地の地元住民との話し合いが平行線をたどり、名越クリーンセンターの焼却停止期限が迫る中で、改めて最適なごみ処理体制について検討を行うこととしました。

その結果、新たな焼却施設を建設せずに、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進めていくこととし、令和6年度（2024年度）末までは名越クリーンセンターのみで焼却処理を行い、令和7年度（2025年度）以降は、広域実施計画に基づき、逗子市の既存焼却施設とともに民間事業者等を活用して処理を行います。

(2) 資源化施設

本市では、現在、カン・ビン、紙類、植木剪定材、ペットボトル、容器包装プラスチック、使用済み食用油、布団、畳、木質廃材、製品プラスチック等を資源化しています。

笛田リサイクルセンターでは、現在、飲食用カン・ビン及びミックスペーパーの資源化処理や売却するための中間処理として選別、圧縮、梱包を行っていますが、施設の稼働から20年以上が経過しているため、今後は、計画的な維持修繕を継続しながら、施設の適正な維持管理を行います。

その他の資源物については、従来どおり民間事業者による中間処理施設を活用することを基本とします。

新たな生ごみ資源化施設は、好気性の微生物を活用した施設整備を図るとともに小規模な施設から整備し、臭気対策や周辺環境への影響を十分検証したうえで施設規模を拡大し、安定的な処理体制を構築します。

(3) その他の施設

植木剪定材については、資源化施設に運搬するまでの間、積替を行う中継施設が必要ですが、当面の間、現植木剪定材受入事業場を継続利用しつつ、より安全で効率的な運用が図れるよう、2市1町の広域化も視野に入れた、現在地からの移転について検討を行います。

燃えないごみについては、同様に資源化施設に運搬するまでの間、積替を行う中継施設が必要ですが、将来にわたり安定的な施設を運営するために市内の他の場所への移転を検討します。さらに、広域化により、施設を集約することで、さらなる効率化が図れる可能性があることから、将来に向けて2市1町の協議の中で検討を行う必要があります。

また、新たな施設として名越クリーンセンター焼却停止後、燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設を整備します。

施設整備にあたっては、臭気や騒音など施設周辺に十分考慮するとともに地域貢献

型の施設とするための検討を進めます。

3. 市のごみ処理施設

(1) 名越クリーンセンター

ごみ焼却施設として、適正な維持管理と稼働を継続します。

なお、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて基幹的設備改良工事を実施して延命化を行いました。稼働からすでに約40年が経過して施設全体が老朽化しているため、ごみ焼却施設の稼働は令和6年度（2024年度）末までとし、その後は市内の燃やすごみを逗子市焼却施設などに運搬するための中継施設の候補地としての利活用を検討します。

(2) 今泉クリーンセンター

焼却停止後の平成27年（2015年）4月以降、事業系の燃やすごみ等を名越クリーンセンターへ搬送するための中継施設として適正な維持管理と稼働を継続していきま。併せて、ごみ処理施設としての利活用を検討します。

(3) 笛田リサイクルセンター

資源物の中間処理施設として、引き続き、処理を行います。今後は、計画的な施設の維持修繕を継続しながら、適正な維持管理を行います。

(4) 最終処分場

本市では、焼却施設から排出される焼却残さを全量民間事業者へ委託して熔融固化処理することで資源化を進めており、将来的にも焼却残さの埋立てを行いません。

現在、鎌倉市生活環境整備審議会からの提言を受け、最終処分場の廃止に向けた調査を進めています。

(参考) 深沢クリーンセンター

当面、し尿及び浄化槽汚泥は公共下水道管への放流を継続しますが、し尿及び浄化槽汚泥の下水道施設への直接投入など施設のあり方についても検討します。

第10節 推進体制

計画を実効性のあるものにするため、現在の推進体制をより充実させ、市民、事業者、滞在者及び市の相互協力・協働が図れる体制とします。

1. 循環型社会形成のための3Rの推進に関する制度（組織）の活用

廃棄物処理法では、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効性あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物減量等推進員の制度を設けることができることになっています。（法第5条の7及び法第5条の8）

これを受け、本市では「鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例」を定め、「鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会」を設置する（第7条）とともに、「鎌倉市廃棄物減量化等推進員」を委嘱（第13条）しています。

また、生活環境の整備を図り、近代都市としての健全な発展及び公衆衛生の向上に資するため、「鎌倉市生活環境整備審議会条例」により、「鎌倉市生活環境整備審議会」を設置しています。

これらの制度や組織の活動を通じて、循環型社会形成のための3Rの取組を積極的に推進します。

(1) 鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会

市、事業者及び市民の相互協力・協働の取組により、廃棄物の減量・資源化を総合的かつ計画的に推進するために設置されたもので、主に廃棄物処理事業等に関する諮問機関として、廃棄物行政に係る減量・資源化策について審議します。

(2) 鎌倉市廃棄物減量化等推進員

廃棄物の発生抑制、減量・資源化及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持のために市が実施する施策への協力その他の活動を行うことを目的とし、それらに熱意と見識のある方々の中から市長が委嘱し、ごみの発生抑制や減量・資源化、適正排出の推進及び指導、不法投棄の防止等の活動を行っています。

委嘱は自治・町内会や商店会の推薦を受けて行い、市民、事業者、市の掛け橋や、地域のリーダーとして活躍しています。

(3) 鎌倉市生活環境整備審議会

一般廃棄物処理施設等、主に廃棄物行政に係る施設整備のあり方についての審議を行います。施設整備の検討に当たっては、鎌倉市生活環境整備審議会の意見を聴きながら、より効率的、効果的で、環境負荷が少ない安全・安心な施設整備を目指します。

2. 連携体制

本計画を効果的に推進するためには、市民、事業者、滞在者及び市がそれぞれの立場における役割を認識し、協力・協働して活動することが必要です。前記の制度や組織を活用し、国や県と調整しながら市民、事業者、市の相互連携の強化を図ります。

また、安定的なごみ処理体制を構築するには、幅広い視点が必要であることから廃棄物部門だけでなく市全体で一層の緊密な連携を図ります。

(1) 市民、事業者、滞在者及び市との連携・協働

市民、事業者、滞在者及び市が、ごみの減量を自らの問題として捉え、それぞれの立場における役割を認識するとともに、それぞれが対等の立場で、循環型社会の形成という共通の目的に向けた取組を推進します。

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、滞在者及び市が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組を推進します。

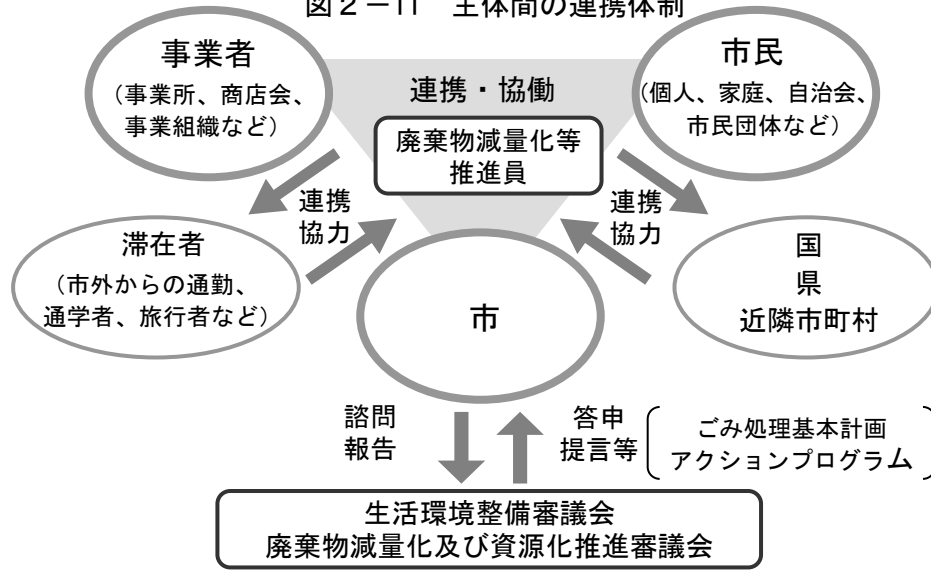
(2) 国、県、近隣市町村等との連携

近年、循環型社会の形成に向けた法律と計画の整備・策定について、積極的な取組が行われています。具体的な規制・誘導・啓発等は、県や市条例による地域特性を踏まえた施策として推進されていますが、県・市の役割分担の中で、それぞれの持つ課題などの情報の共有化がさらに求められています。

ごみ処理広域化については、逗子市と本市で協議してきましたが、平成28年（2016年）5月に葉山町を加えて鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、令和2年（2020年）8月に広域実施計画を策定しました。計画の基本理念では、ゼロ・ウェイストの実現を目指すこと、また、基本方針では、ごみの減量・資源化を連携して取り組むこと、既存施設における共同処理に取り組むこと、適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図ることを決めました。今後、計画の実現に向けて、具体的な協議・検討を進めます。

廃棄物の処理に係る技術的進歩や、災害対策をはじめとする社会情勢の動向を注視するとともに、国や県、近隣市町村等との連携や情報交換により、効率的かつ安定的な処理体制の構築に努めます。

図2-11 主体間の連携体制



3. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、毎年度の取組を明らかにし、達成状況を確認していく必要があります。

本市では、年度ごとのごみ処理量等の数値を盛り込んだごみ処理実施計画とともに、具体的な取組を定めた事業計画（アクションプログラム）を作成し、計画的で着実な事業の推進を図るとともに、毎年度の実績等を公表します。

また、鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会に、毎年度、計画の達成状況を報告し、目標達成に向けて必要な取組の見直しなどの助言を受けます。

本計画を着実に推進していくためには、事業実施に対する費用対効果や、受益と負担の適正化等を考慮し、必要に応じて事業のスクラップアンドビルドを行う必要があります。

計画の進行状況や達成状況に関する市民理解を深めることが重要かつ効果的であることから、計画全体の進行管理を行うとともに、その取組の結果をまとめ、市民にわかりやすい評価を行います。

なお、本計画は、計画期間を平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間としていますが、ごみ処理状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や審議会の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

図2-12 計画の進行管理（PDCAサイクル）

